

平成24年3月第7回互理町議会定例会会議録（第2号）

○ 平成24年3月6日第7回互理町議会定例会は、互理町役場仮庁舎西会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 鈴木洋子                      2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子                      4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司                      6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子                      8 番 鈴木高行

9 番 鈴木邦昭                      10番 渡邊健一

11番 四宮規彦                      12番 高野進

13番 熊澤勇                      14番 佐藤アヤ

15番 島田金一                      16番 鞠子幸則

17番 佐藤實                      18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名）                      応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名）                      不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総 務 課 長	佐 藤 仁 志	企 画 財 政 課 長	佐 藤 浄
震 災 復 興 推 進 課 長	高 橋 伸 幸	税 務 課 長	日 下 初 夫
町 民 生 活 課 長	安 喰 和 子	保 健 福 祉 課 長	阿 部 清 茂
産 業 観 光 課 長		都 市 建 設 課 長	古 積 敏 男
兼 わ た り 温 泉 鳥 の 海 所 長	東 常 太 郎	会 計 管 理 者 会 計 課 長	齋 藤 良 一
上 下 水 道 課 長	作 間 行 雄	監 査 委 員	齋 藤 功
教 育 長	岩 城 敏 夫	生 涯 学 習 課 参 事	鈴 木 邦 彦
学 務 課 長	遠 藤 敏 夫		
農 業 委 員 会 事 務 局 長	酒 井 庄 市		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	丸 子 司	事 務 局 班 長	牛 坂 昌 浩
書 記	櫻 井 直 規		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名  
議長諸報告

- 日程第 2 追加議案の説明
- 日程第 3 議案第 8 号 亶理町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 9 号 亶理町防犯実働隊条例
- 日程第 5 議案第 10 号 亶理町東日本大震災復興交付金基金条例
- 日程第 6 議案第 11 号 亶理町集会所条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 12 号 亶理町町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 13 号 亶理町心身障害児通園施設条例の一部を改正する  
条例
- 日程第 9 議案第 14 号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 15 号 亶理町介護予防拠点施設に関する条例を廃止する  
条例
- 日程第 11 議案第 16 号 平成 23 年度亶理町一般会計補正予算 (第 9 号)
- 日程第 12 議案第 17 号 平成 23 年度亶理町国民健康保険特別会計補正予  
算 (第 4 号)
- 日程第 13 議案第 18 号 平成 23 年度亶理町公共下水道事業特別会計補正  
予算 (第 5 号)
- 日程第 14 議案第 19 号 平成 23 年度亶理町介護保険特別会計補正予算  
(第 3 号)
- 日程第 15 議案第 20 号 平成 23 年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算  
(第 3 号)
- 日程第 16 議案第 21 号 平成 23 年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正  
予算 (第 2 号)
- 日程第 17 議案第 22 号 平成 23 年度亶理町水道事業会計補正予算 (第 4  
号)
- 日程第 18 議案第 23 号 宮城県市町村職員退職手当組合格約の変更につい  
て
- 日程第 19 議案第 24 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委  
員会共同設置規約の変更について
- 日程第 20 議案第 25 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会

共同設置規約の変更について

日程第21 議案第36号 区域外における公の施設の設置について

午前10時00分 開議

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、5番 佐藤正司議員、6番 安藤美重子議員を指名いたします。

次に、諸般の報告をいたします。

第1、町長から追加議案1件が提出されております。

第2、本日の会議について、教育委員会委員長より説明員変更の通知がありました。生涯学習課佐々木利久課長にかわり、生涯学習課鈴木邦彦参事が説明員として出席しますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 追加議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第2、追加議案の説明を求めます。町長、登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、追加議案のご説明を申し上げます。

本日、追加議案としてご提案申し上げ、ご審議いただきますのは、議案1件であります。よろしくご審議方お願いを申し上げます。

それでは、その概要についてご説明を申し上げます。

議案第36号 区域外における公の施設設置については、山元町町民バスをJR

常磐線が復旧するまでの間において、J R 代行バスを補完し、山元町民等の通勤・通学等の足を確保するため、J R 亙理駅と山元町内の J R 各駅を連絡する直行バス路線運行事業を平成24年4月から実施したいことから、地方自治法第244条の3の規定により協議がなされたので、議会の議決を求めるものであります。

以上、提出案件についてご説明申し上げましたが、慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（安細隆之君） 追加議案の説明が終わりました。

### 日程第 3 議案第 8 号 亙理町課設置条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第3、議案第8号 亙理町課設置条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） それでは、議案第8号 亙理町課設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の1ページでございます。

亙理町課設置条例の一部を、次のように改正するというところでございまして、内容につきましては議員の皆さんに資料ということで条例の新旧対照表の資料がございます。こちらの方でご説明を申し上げますので、こちらの方をごらんいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

右側が現行で、左側が改正案でございます。改正案の内容についてだけご説明をさせていただきたいと思っております。

第2条（課の設置）でございますが、課の設置に関しましてはここに記載のとおり、現行で企画財政課の下に震災復興推進課がありますが、今回の4月からこの条例の一部改正については、震災復興課につきましては基本的にはなくなるということで、新たな課ということでこの条例の改正案のところでは、都市建設課の下に復興まちづくり課というものがございます。こちらの方に事業関係を整理するというので、新たに課を設置するものでございます。それ以外のものにつ

きましては、企画財政課の中の事務分掌の中に、要するに震災関係の復興事業の進捗管理、また復興交付金等の調整関係とかあと復興本部会議等の会議開催については、企画財政課の方で今度所掌するという内容になります。

次に、改正案の中で企画財政課の下に用地対策課、新たに新しい課を設置するものでございます。この用地対策課につきましては、従来企画財政課の財務班に用地担当がおりましたが、今回の復興事業の中でかなりの業務量ということで、新たに用地対策課を設置するものでございます。

次に、現行で保健福祉課というものがございしますが、この福祉課を今回改正案で三つの課に再編するわけでございます一つが福祉課、新たにするのが被災者支援課、あと健康推進課ということで三つの課に再編する内容でございます。

次に、現行で産業観光課を二つの課に再編するというので農林水産課、第一次産業は農林水産業でございますので農林水産課と、もう一つは商工観光課ということで課を二分するものでございます。

その次に、都市建設課の下に復興まちづくり課ということで、先ほどご説明した内容でございます。

次に、新旧対照表の2ページをお開きいただきたいと思います。改正内容だけにさせていただきますと思います。

総務課については、何もございません。

企画財政課については、従来の第1号の次に第2号として、「復旧・復興に係る総合調整に関すること」という事務所掌が、震災復興推進課の方からこちらの方に事務分掌として変更するという内容でございます。そういうことから、現行の第2号から第5号まで号ずれがしますので、それぞれ第3号、第4号、第5号、第6号というふうに変更するものでございます。

あと、現行で企画財政課の第6号に、地籍管理に関することという文言がございしますが、これについては新たに課を設置する用地対策課の中の第2号にこの所掌事務が、用地対策課の方へいくものでございます。

次に、現行で震災復興推進課については、1号から第4号までありますわけですが、これらについては先ほどお話ししたとおり企画財政課の方の第2号に含まれるものと、あと新たに復興まちづくり課の方にもっていく内容となっ

ています。

その次に、用地対策課については1号と2号がございまして、公共事業に係る用地取得及び補償に関することということで、従来の公共事業のそれぞれの事業課で用地買収等が伴うもののほかに、今回の復興事業に係る用地取得もすべて含む業務内容となります。それに、第2号として地籍管理に関することということでございます。

次に税務課は変更がございませんので、町民生活課。町民生活課は、現行の第5号の下に1号追加するというので、第6号として災害廃棄物処理に関することということで、これにつきましては特に二次処理関係の業務を担当していただくということで、1号追加をさせていただいております。

次に、現行の保健福祉課は1号から第7号まであるわけでございますが、改正案ということで、まず福祉課については従来の保健福祉課でやっていた第1号の社会福祉に関することから、第3号の老人福祉に関すること、そして今回は地域包括支援センターを福祉課の方に包含する関係で、3号の下に4号を追加するというので、地域包括支援センターに関することを追加するものでございます。現行第4号であった介護保険に関するものが、号ずれによりまして第5号とするものでございます。

それで、新たに課とするものが被災者支援課ということで、第1号として支援金等に関することということで、義援金・支援金等々すべてを包含する業務になります。あと、第2号として仮設住宅に関することということで仮設住宅の入退居、そのほかに管理に関することも含まれる業務内容でございます。

そしてもう一つの課が健康推進課ということで、従来の第5号の保健衛生に関することから第7号の後期高齢者医療に関すること、これが第1号、第2号、第3号ということで新たに号を追加するものでございます。

あと、現行で産業観光課が新たに二つの課ということで農林水産課、ここで第4号として水産業に関するものが現行では第5号でありましたが、第4号が新たな課になるものですから、その分の号が1号上がるということで、水産業に関することは第4号でございます。

次に、4ページをお開きいただきたいわけでございます。もう一つの課という

ことで産業観光課に関しましては、先ほどの事務分掌の中で第1号に商業及び工業に関すること、あと現行で第6号の観光に関することが第2号ということで、観光に関することでございます。

あと、都市建設課については、事務分掌的には変更はございません。

あと、新たにつくる復興まちづくり課ということで、第1号として集団移転整備に関すること。第2号については災害公営住宅整備に関することということで、こちらにつきましては復興事業をメインにやる課ということでございます。

こういうふうなことで、全体的に組織を4月1日から見直したいということで、これは復興に係る事務等を早期に進めるために、町職員及び全国各自治体の派遣職員の方々、そして緊急雇用等を活用した臨時職員により被災者を初めとする町民の皆様に対する行政サービスの向上のために、今回は機構を改革するものでございます。

以上で説明を終わりますので、よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 現在、保健福祉課は福祉班、子ども家庭班、保険給付班、健康推進班からなっております。それが可決されれば、4月から福祉課・被災者支援課・健康推進課になりますけれども、この三つの課の調整をどのようにするんですか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 基本的には、この課の分散については業務がかなり業務過大ということもございまして、担当の課長だけではなかなか厳しいということから、課を今回は分割するわけでございますが、その中に新たに被災者支援課を含めるという形で、三つの課の連携をお互いにとっていただくということが基本的な前提になります。

そういう中で、福祉課についても地域包括支援センターについても高齢者支援班の方で包含して、介護保険、高齢者福祉、地域包括支援を連携がとれるような体制でより職員が効率的に業務ができ、住民の方々へのサービス向上につながるように全体的に連携をとっていく。ですから、福祉班にも例えば福祉班、子ども

家庭班にも保健師を配置する。そしてなおかつ、健康推進班にも保健師がいるということで互いに保健師に関しても連携をとりながら、人数が保健師の場合は11名しかおりませんので、連携をとっていただいでできるだけサービスが低下しないような形でやるという体制づくりでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） もう1点だけ。町長部局が9課から13課に、四つ課がふえるわけですね。その13課の調整は、どこの課が責任をもって行うんですか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 調整につきましては、町の方で庁議等の会議も毎月開催しておりますし、いろいろな形では企画調整会議とか調整する会議等も実施しておりますので、そういうもので調整しながら総括的には総務課で全体の連携をとっていただくというふうな体制づくりでいくようになるかと思えます。以上です。

16番（鞠子幸則君） 了解です。

議長（安細隆之君） ほかに質問ありませんか。15番島田議員。

15番（島田金一君） 災害復興推進課、用地対策課と、復興が複数機関に分かれました。そしてその内容は、事務分掌になりますと用地課は土地、あと復興まちづくり課は建物、そういうふうな感じに二つに分けられるように思います。

私の考えとしては、やっぱり企画の中に入って都市計画とかそういうふうな事業も必要じゃないかなと思っておりますが、その点どういうふうにお考えなのか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 今島田議員さんがおっしゃったとおりでございます、用地対策課、企画財政課、そのほかに復興まちづくり課、都市建設課については互いに連携を取っていただくというのは、ハード的な事業がありますので、そういう意味で連携を取っていただく。特に用地対策課についても、それぞれの事業課と連携を取りながら事業の推進を図らなくちゃならない。都市計画についても、当然都市建設課の中に、都市整備班の中に事務分掌の中に都市計画に関するということがございますので、当然都市建設課と復興まちづくり課についての新たなまちづくりについてもお互いに連携を取っていただきながら調整していただい

て、推進をしていただくということです。今回の場合には、やはり復旧事業にできるだけ早期の着手ができて、できるだけ早い復興が遂げられるようにということでの課の機構の見直しでございまして、そういう形では今従来どおりお互いに連携を取ってやっていくという形でやらせていただきたいというふうに考えています。以上です。

議長（安細隆之君） 15番島田議員。

15番（島田金一君） その点は十分理解できるんですが、やっぱり今から私も一般質問で後日質問しますが、やっぱり町としての形、プランを練るとというのが基本だと思います。それで、今までの4次総合発展計画は企画担当の部署から入っていると思いますので、やっぱり東部地区あたりも新しい4次総合発展計画にプラスアルファというふうな事業が次々と出てくると思います。その点あたりは調整するために、本来であれば企画の頭角のところに置いて、企画と一緒に全課を調整するべきだと思いますが、その点もう一度。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 今の島田議員さんがおっしゃるとおり、企画財政課の中には企画班というものがございまして、町全体の政策調整の総合的な窓口でございまして。そういう意味で、企画財政課の中に今回の復興事業の進捗管理等々について、やはりほかの課にやるというと議員さんがおっしゃるように第4次総合発展計画の後期計画が進んでいる中での復興計画については整合性を取っていただきながら調整ということになりますので、そういう意味で震災復興推進課で今までやっておりました進捗の管理面等も含めて相互調整していただくために、復興管理班というのを企画財政課に持って、町全体の施策の決定の方針を一応一元化していただきたいということで体制を整えたところでございます。以上であります。

議長（安細隆之君） 15番島田議員。

15番（島田金一君） そうしますと、企画財政課は相当マンパワーが必要になると思いますが、その点あたり今条例数では300を超えていまして、今在籍数が町長部局で二百五、六十名だと思いますが、そういうふうなマンパワーを必要とする計画もあるのかどうか、その点をお聞きします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 今回、企画財政課の中には、やはり全体の事業を統括するというふうな施策の考え方もありますので、当然職員数についても増員をさせていただいていると。その中には、また自治体からの派遣職員も含めながら、それで正職員が不足する部分については臨時職員も対応しながらやっていきたいということで、従来よりも職員をふやした体制づくりをしていきたいということで、今予定されております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 今回スピーディーな復興に向けて、全国各地から職員のマンパワーをお借りをして復興をなし遂げるというふうな説明でございますけれども、その職員のマンパワー、事務職なのか一般職なのか、またどのレベル、例えば課長レベルなのか主事レベルなのか、どのようにその辺をお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 現在、町職員で足りない部分のマンパワーにつきましては、全国の自治体に要請をさせていただいているところでございます。現段階、確保できている人数が20人でございます。目標は、25人を目標に掲げているところでございます。そういう中で、事務職員が現在8名、保健師が1名、残り11名については土木と建築職でございます。そういうふうな形で体制を整えていきたいというふうな形で考えております。

議長（安細隆之君） 5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 全国からマンパワーを借りて進めるわけでございますけれども、今回9課から13課にふえるわけでございます。そうした場合に、細分化がされてきて、横のつながりというか町が一体になっての推進を図るべきかというふうに思います。細分化してその連絡が欠けないように、その辺よろしく願いしたいなというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） これまで町は、ワンストップサービスということで町民にしてきたと思いますけれども、13課になることによってこのサービスは継続で

きるのでしょうか。まず、この辺1点お聞きします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 議員さんがおっしゃるように、ワンストップサービスというところで十分できるんじゃないかということで、少ない職員の中でいろいろと若い職員の知恵をいただきながら、今回は復興に向けた改革ということでお願いを申し上げましたので、ですから例えば被災者支援課というのは今三つとか四つの課に分かれているものを一つの窓口にすることによって、住民の方々にサービスする場合にいちいち課を歩くんじゃなく一つの課で用が足せるというか、そういうふうな形で今回の改革・一部見直しについては、今までのサービスが低下しない前提条件で全体を見直させていただいたところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） この課が13課になった部分を、町民にどのように周知されるのでしょうか。いっぱい、今までと大分変わっているところがありますので、ぜひ町民の方にきちっと周知をしていただかないと、何課に行ってもいいかわからないようなそういうことがないように、ぜひなるだけワンストップというか、その課に直接行ってもらえば職員の方も対応が大分楽になると思いますので、きちっと周知をしていただきたいと思いますけれども、この周知の方法についてお願いいたします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 今回の周知については、議会の議決が得られましたら早い段階で当然広報わたりにも掲載はさせていただきますし、あとは町のホームページも掲載させていただくと。そのほかに、やはり業務内容を住民の方に周知させたいということもございまして、チラシをつくって毎戸配布等をして周知に当たっていきたいというふうに考えています。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。6番安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） 私は、二つお尋ねいたします。

まず一つは、土地区画整理事業というのが復興で荒浜地区にあるんですけども、それはどこの所管ですか。例えば企画財政課の中の土地利用の調整に関するということで企画財政になるのか、それとも都市建設課の区画整理に関する

ことというのがあるんですけども、ここになるのか。どの課のところに入るのであるのかをお聞かせいただきたいというのが一つ。

もう一つは、今回課がふえることによってその課が入る場所、今でも非常に狭いところにギュウギュウ詰めになっているような状況なので、新しくまたプレハブを設置するのか。それから、新しくふえたところは今までと、例えば保健福祉課なんかですと関連する課ですから同じプレハブの中に入っていたんですけども、今回そういうのは分割をしていくようになるのか。その辺の場所的などころについて伺います。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 第1点目の土地区画整理事業の担当課でございますが、今のところの考え方としては復興まちづくり課の中で、事業を包含していただきたいということで考えております。本来だと、土地区画整理事業もあればまちづくり班という一つの班だけでなく、もう一つの班を当初予定していたわけでございますが、まだまだ土地区画整理事業の立ち上げについて微妙な状況になっておりますので、今ところは復興まちづくり課で担当していただくということで、事務分掌に関しましては調整をさせていただいているところでございます。

あと、2点目の課を4課ふやすわけございまして、やはり入る場所については非常に厳しい状況でございます。きょうから役場の旧建物の解体が始まっておりますけれども、こういう状況の中で今のところどこがどういうふうに動くかというのはまだ最終的な決定はされていませんけれども、基本的に今のところ会議室も不足しているし、書類の倉庫も不足しているし、また新しい課が再編された場合に入る職員の人数もかなり多いですので、そこら辺も十分今後調整させていただきながら、当然旧庁舎が解体されればそこにプレハブ等の一時的な建物を、庁舎をつくっていただいて、そこで業務をやらざるを得ないんじゃないかというふうに考えています。そこまでにいくまでの間は、現在ある施設を十分に活用させていただきながら、ちょっと住民の方には不便はおかけするようになるかと思っておりますけれども、その中で対応していったプレハブができましたら全体的な再編を考えていきたい。

ですから、保健福祉課の部分が三つの課になるわけですけども、ここについ

てどういうふうにやったらいいかというのは、今なかなか結局パソコン等のLANもあと住基のネットワークも全部組んでいる中でなかなか厳しい状況もございますので、まだそこまでの最終的な詰めはされていないものですから、今後急いで調整させていただいて、できるだけ全体の課が入れるような体制でやりたいなというふうに考えています。以上でございます。

議長（安細隆之君） 6番安藤議員。

6番（安藤美重子君） 町民の皆さんの周知は、早速行うということで先ほどお答えいただいていたようですけれども、4月に入ってすぐに業務が始められるためには、移動とかということも含めまして町民の皆さんのサービスにおくれないようにするために、引っ越しの日時とかというのはある程度はもう決めなくちゃいけないんだと思うんですけれども、今もまだよく場所が決まっていないということなので、早急にやらなきゃいけないかと思うんですけれども、そういうスケジュールはどのようになっているんですか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 大変厳しいご質問でございますが、引っ越しの時期とか新しい課のところについてなかなか調整できない場合には、暫定的に長机等で対応するとかという形をとらせていただきながら、できるだけ町民の皆さんにサービスが低下しないように努力させていただきたいというふうに考えています。以上でございます。

議長（安細隆之君） 6番安藤議員。

6番（安藤美重子君） 今回、このように細かく皆様の要望に沿うような課にふえるわけですけれども、そうしますと多分相談業務もかなりふえてきて、個人的にプライベートに関するような相談業務も多々ふえてくると思いますので、少し今からプレハブをふやすのであれば、十分相談できるようなスペースを設けていただきたいと思います。その辺についても考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（安細隆之君） 要望でいいですか。

8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 今安藤さんも言ったんですけれども、今回旧庁舎をこわして、そ

こにどのくらいの規模の仮庁舎を建てるかわかりませんが、やっぱり人の流れがスムーズに流れるような課の配置、そういうものをやっぱり基本に考えないと、そっちに行ったりこっちに行ったり戻るようなことになるので、やっぱり一番先は町民の関心の一番人の来るところ、町民生活課とか福祉課とか、そういうものはどこに配置すべきとか、そういう流れをきちんと整理して課の再編というのは考えないとだめだと思います。やっぱり、人の流れなんですよ。奥の方までわざわざ行かなくてもいいのに、奥の方まで行って出てくるのが大変だと、そういうことは考えないように。

あと、何年もつような仮庁舎を建てるかわからないけれども、そう簡単には庁舎は新しいのはできないでしょう。そうした場合、今のところの仮庁舎を何年もたせるかわからないですよ、その辺は。その辺を踏まえた役場庁舎としての基本的な考え方をきちんと整理して、このセッティングもきちんと整理して、そうやらないと迷惑がかかる。今の状態で、よく交通事故が起きないなというような気もしているけれども、そういうところをきちんと整理してもらわないと町民の方々は大変なんだ。雨降ったときとか、きのうのようなときとか。その辺をどのくらい考えているんだか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 議員さんおっしゃるように、やはり住民の方がスムーズに用事ができるように、そこら辺も十分配慮させていただきながら、今後仮設のプレハブの建物を建てるようになるかと思っておりますので、そこら辺も十分考慮させていただいて、できるだけマイナス面がないように対応させていただきたいというふうに考えています。以上でございます。

議長（安細隆之君） 8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 人の動態というのは、皆様の優秀な考えもあるけれども、ある程度専門家は「人の動きというのはこのように動きますよ」とか、そういうものを知っている方はいると思うので、相談するのも一つの手だと思いますね、流れ方によってそういう誘導の仕方もあるし、業務量もあるし、どこに人が集中するかとか、それをよく自分たちの電算の都合とか、そういう動かないからだめだとかそういうものでなくて、まず優先するものは何かというようなものを先に考え

て、配置を計画していただきたいと思います。

議 長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 十分配慮させていただきたいというふうに考えています。以上です。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号 亶理町課設置条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 亶理町課設置条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 4 議案第9号 亶理町防犯実働隊条例

議 長（安細隆之君） 日程第4、議案第9号 亶理町防犯実働隊条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議 長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） それでは、議案書4ページをお願いしたいと思います。

議案第9号 亶理町防犯実働隊条例についてご説明を申し上げます。

この条例は新規条例でございますので、全文省略しないで朗読させていただきたいと思います。

第1条（目的） この条例は、犯罪を予防し明るく住みよいまちづくりを推進

するため、亘理町防犯実働隊（以下「実働隊」という。）を設置し、実働隊の隊員の定員、罷免、含む、報酬等について定めることを目的とする。

第2条（任務） 実働隊は、亘理町安全で安心なまちづくり条例（平成15年亘理町条例第26号第2条）の規定する基本理念に基づき、町長の命により警察機関及び防犯推進機関と緊密に連携し、次に掲げる任務を行う。

- （1）防犯思想の啓蒙及び防犯診断
- （2）防犯パトロール
- （3）各種行事等における警戒
- （4）地域の個人及び団体の行う防犯活動に対する助言及び指導
- （5）その他町長が防犯上必要と認めた事項

第3条（定員） 隊員の定員は、20人以内とする。

第4条（任命） 隊員は非常勤とし、次の各号のいずれにも該当する者のうちから町長が任命する。

- （1）町内に住所を有する年齢20歳以上の者
- （2）地域住民の信望があり、身体強健でかつ防犯活動について指導力及び実行力を有する者

第5条（服務） 隊員は、町長の定める出動計画に基づき、その任務に従事する。

2 隊員は、前項に規定する者のほか、緊急に防犯活動の必要があると認めるとき、または警察機関及び防犯推進機関から要請があったときは、町長の承認を得て任務に従事しなければならない。

第6条（懲戒） 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これに対し懲戒処分とし、戒告、停職、免職の処分をすることができる

- （1）法令に違反したとき
- （2）職務上の義務に違反し、または理由なくしてその職務を怠ったとき
- （3）隊員としてふさわしくない非行があったとき

2 前項に規定する停職は、1月以内の期間を定めて行う。

第7条（退職） 隊員が退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって町長に願い出て、その許可を受けなければならない。

第8条（報酬） 隊員には、別表に定める報酬を支給する。

2 新たに隊員になった者、または隊員の職の異動により、報酬の額に変動が生じた者には、その日から退職、免職または死亡により隊員でなくなった者には、その日まで報酬を支給する。

3 前項の規定により報酬年基本額を支給する場合であって、年の初日から支給するとき以外のとき、またはその年の末日まで支給するとき以外のときは、その年の報酬年基本額の額はその年の現日数を基礎として日割によって計算する。

4 前項の規定により、報酬年基本額を計算する場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

5 報酬年基本額は、前期及び後期の2期に分けて支給する。

6 報酬出動日額は、四半期ごとに支給する。

第9条（費用弁償） 隊員が職務のため旅行したときは、費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償の額は、一般職の職員で行政職給料表の適用を受ける者の旅費の額の例により計算した額とする。

3 前項に定めるもののほか、隊員に支給する費用弁償及びその支給方法については、一般職の職員の例による。

第10条（貸与品） 隊員には、規則で定めるところにより制服等を貸与する。

第11条（公務災害補償） 隊員の公務上の災害に対しては、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例により、その損害を補償する。この場合において、同条例第5条の補償基礎額については、同条の規定にかかわらず、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合補償条例の例による。

第12条（委任） この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

6 ページの方に、別表ということで第8条関係ということで、区分・報酬ということで年基本額、出動日額というふうにあります。隊長は年基本額が7万8,000円、出動日額が3,000円。副隊長は、6万8,000円・3,000円。班長は、5万4,000円・3,000円。隊員は3万2,000円・3,000円でございます。現在の防犯協会での活動の出動手当の額を下回るということでの額の設定でございます。

附則 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

今回の条例の制定は、やはり第11条にありますように公務災害補償を、昨年の大震災後防犯活動を夜間やっていたわけですが、非常に危険でいろいろと現場にいるちょっと問題のある方々から追跡されたり、いろいろな活動の中で危険が多過ぎて、隊員がやはり身分保障がないと「隊員を辞退させていただきたい」という声が非常に震災後ございまして、やはり交通指導隊とか消防団員と同じく公務災害補償の適用をするような形で条例を制定してやらなければならないということで、今回特に防犯活動の強化のためにもぜひ条例を制定したいということで、上程させていただきました。

よろしくご審議の方お願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 亶理町安全で安心なまちづくり条例は、15年10月1日に施行されていますけれども、なぜその時点でこの条例を制定しなかったんですか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） その時点では、基本的にこの条例ができたときに亶理町防犯協会というのがございまして、その中に自発的な防犯活動のために防犯実働隊というものを設けて、その中でボランティア的に活動していたという経緯もございまして、その時点では余り治安的にもそんなに問題がなかったように感じておりますけれども。

今回のような震災後、大変やはり夜間の防犯活動は特に危険な箇所の警戒パトロールが非常に多いということから、やはり隊員の方が退団したいというふうな願いもかなり出ている状況の中で、安全を保障しなくちゃならないということから今回本来ならこの条例ができたときにつくればよかったですけれども、やはりこういうふうな状況でございますので、社会環境に合わせて何とか条例をつくりたいということで、今回上程させていただいたところでございます。以上でございます。

16番（鞠子幸則君） わかりました。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。4番小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 9条の費用弁償と11条の公務災害補償、9条では費用弁償については一般職員の例によると。11条では、公務災害については消防団員の補償組合の条例によるんだと。これは、例えば同一にできないものか。職員だったら職員の費用弁償、あるいは公務災害の適用。あるいはその逆もあるんですが、要するに金額の差なのか、どうしてこういうふうに。困るんじゃないかと私は思うんですが、その辺どう思いますか。どう感じていますか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 第9条の費用弁償は一般職員、あと公務災害は今回の場合にはこの補償基本額については議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例で、支給に関しては非常備の消防団員の補償報償組合の報償条例に基づくということですが、やはり費用弁償に関しては防犯実働隊の方々についてはいろいろと費用弁償の支給に関して定めがないものですから、やはり定めのない中で定めるとなると一般職員の給与の例に従わざるを得ない。しかしながら、公務災害に関してはあくまでも実働隊員は非常勤という形になりますので、どうしてもこちらの方の条例の適用をしなくちゃならないという形から、これを一本化できるというふうな状況ではないということをご理解をいただきたい。

他の市町村の条例も参考にさせていただいたわけですが、ほとんどの自治体がこのようにつくり込みでやっているということですが、特に防犯実働隊も費用弁償等の旅費を使うというのは、今のところ町外に出るといふような活動は余りないものですから、こういう形でお願いしたいということで条例を制定させていただきました。以上でございます。

議長（安細隆之君） 4番小野議員。

4 番（小野一雄君） 消防団の費用弁償については、例えばこれにマッチングしないのかどうか。その辺、どうですか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 消防団の費用弁償に関しましては、やはり条例の中で定めていきますので、そこまで防犯実働隊の場合に定める必要性があるかといふとなかなかちょっと問題がありますので、やはりできないということでこのような形にさせていただきました。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑。15番島田議員。

15番（島田金一君） 今に関しても含まれますが、出動日額、これが3,000円という形になっています。今回の捜索には、町長の特別の配慮がございまして、消防団員には相当1日5,000円という費用が出ました。そういう観点で今消防団の出動日額、これ以下になっております。そういうところの整合性と、人数が500人と20人ですからその辺の配慮もあると思いますが、多分きのうの発表だと思いますが、総務省で消防団の活動の範囲という研究会が設けられました。その点も含めて、これは本当は実働隊の日額のものですけれども、そこら辺はどういうふうな考えを持っているのかお聞きします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 出動の日額の算出でございますけれども、消防団員の方の日額の費用弁償とか報酬等も参考にさせていただきました。そのほかに、交通指導隊の日額も参考にさせていただいたところでございます。防犯実働隊については、防犯協会の中での日額の活動費ということで、23年度までは3,900円という定めをしております。

しかしながら、やはり皆さんに出動する時間帯なんですけれども、夜間のパトロールというのはそれぞれの地区に今現在5個班がありますけれども、隊員を4名ずつ張りつけているわけでございますが、そういう中での活動時間というのが大体2時間程度くらいじゃないかと。そういうことを考えますと、逆にその時間給を考えると、やはり例えば3,900円とかはちょっと高過ぎるんじゃないかというふうな考え方も思いますし、あと防犯実働隊は毎月の定期パトロールのほかにやはり啓発事業というものもございまして、啓発事業のときに、出動日額じゃなくやはり年額報酬で、消防団とはちょっといきませんけれども、年額報酬でカバーしていただくという形で、あとは日額はパトロールとか警戒とか、あと防犯診断とかに従事する場合はそういう形でやっていただきたいということで、ほかの町村はもともと額が少ない状況での日額の出動額を定めておまして、町としてはやはり最初の設定としては、従来もらっている報酬よりも若干少なめに設定をさせていただいて、今後いろいろ体制を整えて整備をしていきたいということで考えましたので、なかなかほかのところ、消防団とかと同じような調整はちょっと

難しいということで判断させていただいて、この額にさせていただいたところ  
でございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 15番島田議員。

15番（島田金一君） これはやっぱり今後防災計画、そういうものにとりかかると思  
います。ぜひ、我々消防団も昼夜それ以上連続して活動する時期というのがありま  
すので、そこら辺の配慮も検討してもらいたいと思います。以上です。

議 長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 今後十分配慮させていただきたいと思います。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。7番百井いと子議員。

7番（百井いと子君） 6ページに、隊長、副隊長、班長、隊員とありますけれども、  
これはそれぞれ班長は何名になる予定ですか。

議 長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 現在定員20名ということでございますので、隊長1名、副隊長  
1名、班長は5個班というふうに先ほど申し上げましたので、5名ですね。そう  
いうことから、隊員については残りの数ということでございます。以上ござい  
ます。

議 長（安細隆之君） 7番百井議員。

7番（百井いと子君） 募集についてなんですけれども、これは募集するんですか。募  
集で決めるんですか。

議 長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 今月中旬に防犯実働隊の全体会を予定しておりまして、その  
中で隊員の退団等もあるかと思っておりますので、そこら辺で今後防犯実働隊は条例化  
したものですから、やはり地域に余りばらつきがないような形で、当然隊員が不  
足する場合、なかなか補充できない場合は、隣の柴田町なんかは公募している、  
募集しているというふうな、広報に掲載して実働隊員を募集しているというのも  
ございまして、そういうものを参考にさせていただきながら対応していきたいな  
ということで、最初から募集という考え方で今後進むということではないという  
ことだけは、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 5番佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 1点だけ。

第4条の任命でございますけれども、「身体強健、防犯活動に実行力を有する者」というふうに定められております。パトロールで危険が伴うということもありまして任命時の年齢制限、例えば70歳以下とかそういうふうなお考え、何か1回任命されると、自分がやめるまでその職をというふうな感があるわけでございますので、その辺の考えはどうか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） おっしゃるとおりでございます。やはり危険な防犯活動の業務でございますので、上の年齢についてもやはり今後検討させていただきたいということで、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） この条例を見る限りだと、見落としてはいないと思うんですが、任期がないような気がするんですね。例えば4月1日から多分委嘱という形をお願いする形になると思うんですけれども、普通ですと3年とか5年とかあると思うんですが、それが条例にないような気がします。

あともう一つは、第2条に規則で定めるとありますけれども、現時点で規則で定められている事項があるのかどうか。この2点お伺いいたします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） まず任期でございますが、今高野議員さんがおっしゃるとおり、防犯実働隊規則というものをつくっております。その中に、任期は3年というふうに定めさせていただいております。そのほかに、規定の中で消防団員とか交通指導隊員と同じく貸与品ということで、制服等夏と冬服とか、そういうふうな必要なものをすべて定めさせていただいております。

ですから、条例に網羅しなくて、軽微なものについては規則で定めさせていただいているということでございまして、こちらについては条例を可決いただきましたら、あわせて規則の方も告示させていただくというふうな予定になっております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号 亶理町防犯実働隊条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 亶理町防犯実働隊条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第10号 亶理町東日本大震災復興交付金基金基金条例

議長（安細隆之君） 日程第5、議案第10号 亶理町東日本大震災復興交付金基金条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第10号 亶理町東日本大震災復興交付金基金条例についてご説明を申し上げます。

この条例でございますが、今後実施してまいります各種復興事業に要します経費の財源に充てるために、東日本大震災復興交付金を原資といたします新たな基金を設置するものでございます。

なお、この条例につきましては、国からの参考例に基づきまして作成をしております。

それでは、条文を朗読させていただきます。

第1条（設置） 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第78条第1項に規定する復興交付金事業等に要する経費の財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、亶理町東日本大震災復興交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条（設立） 毎年度基金として積み立てる額は、当該年度の歳入歳出予算で定める額の範囲内で町長が定める額とする。

第3条（管理） 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第4条（繰替運用） 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰りかえて運用することができる。

第5条（運用収益の処理） 基金の運用から生じる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

第6条（処分） 基金は、第1条に規定する基金の目的を達するために、必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

第7条（委任） この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附則でございます。

1 この条例は、公布の日から施行する。

2（この条例の失効） この条例は、平成28年3月31日限りその効力を失う。この場合において基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上、国庫に納付するものとする。

なお、この期間につきましては、現在行われています交付金事業につきまして5年度間というふうなことで進めておりますので、それにあわせてこの失効期限を定めたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 国から来る復興交付金と一般会計の歳入歳出、そして基金、そのお金の流れはどういうふうに流れるのか。復興交付金はどういうふうにお金が流れるのか、それを説明してください。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） まず、復興交付金につきましては、各担当課の方におきまして各事業に基づき、補助事業と同じに交付申請を行います。それで決定になり

ましたら、交付金として町の方に入ってまいりますので、それを一たんすべて基金、この今回条例を提案申し上げます交付金基金の方に一たんすべて積み立てをする。積み立てをした後、実際今度事業を執行する場合、一般会計の方に繰り出しを行いまして、そこの中から通常の事業同様に支出を行うというふうな流れになります。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 基金の目標値、どのくらい基金を積むのかその目標はありますか。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 目標はございませんで、事業を行った分すべて一たん入るというふうなことになるかと思えます。

参考までに今回発表になった数字を見ますと、今回の分でいきますと約111億円の分について今回は申請をする、それぞれの事業から申請をするというふうなことになるかと思えます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第10号 亶理町東日本大震災復興交付金基金条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 亶理町東日本大震災復興交付金基金条例の件は原案のとおり可決いたしました。

日程第 6 議案第11号 亶理町集会所条例の一部を改正する条例

議 長（安細隆之君） 日程第6、議案第11号 亶理町集会所条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議 長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第11号 亶理町集会所条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

亶理町集会所条例の一部を次のように改正する。

第2条の第2項の表中亶理町東集会所の項及び亶理町南集会所の項を削るといふふうな内容でございますが、資料としてお渡ししております新旧対照表5ページをお開きいただきたいと思います。

内容でございますけれども、今回の震災によりまして東集会所及び南集会所が使用不能になり、今回取り壊すこととなったものでございます。それに基づきまして、現在3集会所が条例に載っておりますけれども、今申し上げました東集会所・南集会所を削る内容となっているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 平成22年度の東集会所・南集会所の利用状況は、年間でどうなっていますか。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 22年でございますけれども、東集会所につきましては128件、南集会所につきましては10件でございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 東集会所が128件ですね。その中のどの地区が多いのか。北城東区ですから、その方の利用が多いのか、その状況は。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 申しわけありません。行政区ごとにはちょっと資料の方準備しておりませんが、一番多いのは月会費で行っておりますカラオケ教室、それからヨガ教室が月3回ずつ計6回ございまして、その分で72回。こちらの128回の

うち、70ちょっとが今言った二つの教室というふうなことでございます。以上で  
ございます。

議 長（安細隆之君） 16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） その方々に、東集会所がなくなるということはどういうふうに徹  
底するんですか。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） この東集会所・南集会所につきましては、震災以降ほぼ1  
年間使用しておりませんので、まず使えないというふうなことはご存じなことで  
思います。あと、この解体に当たりまして、集会所の解体というふうなことで広  
報等でのお知らせはしたいと考えております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。15番島田金一議員。

15番（島田金一君） この辺は、前々から南集会所とかそういうことを地区の人たちの  
自主集会所に返還したらどうかということを、再三私は言ってまいりましたがそ  
の機会に、まだ中集会所は残っているものですがけれども、この東と南、中と、そ  
ういうふうな地域を合同して新しい集会所を建設するとか、そういう動きはござ  
いませんか。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） まず、他の地区と同様に町として新たに集会所を設けると  
いうふうな考えは、現在ございません。ただ、各地区の方で話がまとまりまして  
「つくりたい」というふうなことであれば、町の集会所設置の補助金も含めまし  
て、あと場所の提供等、その辺については協議をさせていただきたいと考えてお  
ります。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 15番島田議員。

15番（島田金一君） ぜひ、その形にもって行ってほしいと思います。各地区すべて自  
治会で運営している集会所がほとんどでございますので、ぜひこの機会にそうい  
う話も出して、各地区の人たちとまた管理するというふうな動きをしてもらいた  
いと思いますが、いかがでございますか。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 当然ながら補助金が出ますが、当然地区の皆さんのご負担

が伴うものですから、町の方からというよりは地区の方でお話し合いがまとまりましてご相談を受ければ、その内容に積極的に、その場合はご相談に応じたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第11号 亶理町集会所条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 亶理町集会所条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 7 議案第 1 2 号 亶理町町税条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第7、議案第12号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（日下初夫君） それでは、議案書の10ページをお開き願います。

議案第12号 亶理町町税条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴う改正でございます。改正に当たりましては総務省から示された例、いわゆる準則にならしまして改正を行ったところでございます。

亶理町町税条例の一部を次のように改正する。

なお、内容については別紙の新旧対照表の6ページを参照しながら、別紙の互理町町税条例の一部改正の要点、これによって説明を申し上げますので、準備をお願いいたします。

最初に、条例第95条はたばこ税の税率の規定でございます。今回の改正は旧3級品以外、例えばセブンスターなどの税率を1,000本につき現行の4,618円から644円引き上げて、5,262円に改正する内容でございます。

改正の趣旨としましては、平成24年4月1日から実施される法人実効税率の引き下げとあわせて、課税ベースの拡大が適用されるところでございます。この結果、法人住民税は減収となる一方で法人事業税、これは県税ですけれども、この法人事業税は増収となるわけでございます。その結果、都道府県は増収、市町村は減収という事態になることから、この増と減収を調整するため道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を調整するものでございます。したがって、納税者の税負担はございません。

旧3級品については、附則第16条の2において説明を申し上げます。

施行日は平成25年4月1日でございます。

附則第9条については町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等の規定でございます。今回の改正は退職所得に係る分離課税における町民税所得割の10%税額控除を廃止する改正でございます。

その理由としましては、昭和42年に退職所得に係る分離課税が廃止された際、課税が1年前倒しされたこと等を理由に、当時の金利水準を踏まえて導入されていたものでございます。この制度は、当分の間の措置にもかかわらず、40年以上経過したことと近年の金利水準が非常に低い状況が続いていることなどから、当該制度を存続させる理由が乏しいことから廃止されることになったところでございます。

施行日は、平成25年1月1日からでございます。

附則第16条の2については、旧3級品のたばこ税の税率の特例の規定でございます。

今回の改正は旧3級品、例えばエコー・シンセイなどの税率を1,000本につき現行の2,190円から305円引き上げて、2,495円に改正する内容でございます。

改正の趣旨は、条例第95条のたばこ税の税率と同様に、法人実効税率の引き下げに伴い、県たばこ税から町たばこ税への税率を調整するものでございまして、納税者の税負担はございません。

施行日は平成25年4月1日からでございます。

附則第22条については、東日本大震災に係る雑損控除額の特例の規定でございまして、昨年6月に新たに加えられた条項でございます。

第1項については、雑損控除の特例は適用年度が平成22年分か23年分のいずれか選択できる制度でございまして、平成22年分として選択した場合には特例損失金額については平成22年分において、生じた損失を既に雑損控除として適用しているので、平成23年分以降、町民税は24年度課税でございますが、それ以降において生じなかったものと見なす規定でございます。

今回の改正は、新たに特例損失金額のうち災害関連支出については申告書提出日の前日までのものに限る、この規定を加えた改正でございまして、これを特例損失対象金額と、このように言うわけでございます。

旧第2項については、特例損失金額が平成24年度以後に生じた場合でも、第1項の特例が適用されるわけでございます。この場合平成24年度以降の町民税では、特例損失金額はその年には生じなかったものと見なす規定でございます。今回の改正により新第1項に統合するため、削除する内容でございます。

裏のページに入ります。

旧第3項については、特例損失対象金額のうちに親族資産損失がある場合、平成24年度以降の町民税では親族資産損失額はその年には生じなかったものと見なす規定でございます。この親族資産損失額とは、雑損控除の特例の適用を受けた特例損失金額のうちに、生計を一にする配偶者、その他の有する資産について受けた損失の金額を言いますが、その損失額があるときは平成24年度以降において、既に平成22年分として特例の規定を受けておりますので、平成23年分以降においては生じなかったものと見なす規定でございます。

旧第2項の削除に伴い、「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年において」を「当該親族資産損失額が生じた年において」に改めるなど字句の

整理をして、新第2項に改める改正でございます。

旧第4項につきましては、親族資産損失額が平成24年度以後に生じたものである場合、平成24年度以後の町民税では親族資産損失額はその年には生じなかったものと見なす規定でございます。今回の改正により新第2項に統合するため、削除する内容でございます。

旧第5項については、第2項、第4項の削除に伴い、項を繰り上げ新第3項に改める改正でございます。

施行日は公布の日からでございます。

附則第25条については、新設の条でございまして、個人の町民税の税率の特例等を規定してございます。内容については、平成26年度から平成35年度までの10カ年間に限り、均等割の税率を現行の3,000円に500円を加算して、3,500円にする改正でございます。なお、地方税法の改正に伴い、県民税も現行の1,000円に500円を加算して、1,500円に改正予定でございます。また、環境税については、平成23年度から均等割に年額1,200円が加算されてございます。よって、平成26年度からは町民税、県民税、環境税を含み、均等割は年額6,200円の改正予定でございます。

改正の趣旨は、東日本大震災復興基本法に定める基本理念に基づき、平成23年度から平成27年度に実施する施策のうち、全国的にかつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税均等割の標準税率について、地方税法の特例を定めたものでございます。施行日は公布の日からでございます。

以上で、議案第12号について説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） まず第1点目、個人町民税の均等割が3,000円から3,500円、500円アップすると年間でどのくらいの収入増になりますか。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） 約でございますが、750万円くらいと計算しております。以上で

ございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑は。16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 平成26年度から35年の10年間、均等割を500円引き上げるというんだけど、これは10年間というのは恒常的なんですよ、10年間ですから。臨時というのはどういう意味なんですか。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） 今回の根拠となる法令は、この改正要旨の裏にも書いていますとおり、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律、これは新たにつくった法律でございます。平成23年につくったんですけれども、その第2条第1項にこのような税率、期間限定で10年間というようなことでございます。それで、これは10年間の限定ということございまして、あくまでも臨時的、このようなことでございます。その辺をご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第12号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第13号 亶理町心身障害児通園施設条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第8、議案第13号 亶理町心身障害児通園施設条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第13号 亶理町心身障害児通園施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の方の12ページと、あと新旧対照表の方の8ページの方をごらんいただきたいと思います。

今回の改正内容につきましては、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が、平成22年12月10日に公布されました。その関係で、障害者自立支援法や児童福祉法の一部が改正されております。

そこで今回の通園施設であります、こちらは町内の二杉園が該当する施設でございます。これまで障害者自立支援法に基づいて行ってまいりましたけれども、24年の4月1日からは児童福祉法の規定に基づき行うようになりますので、その関係で文言の改正を行うものでございます。

それでは、8ページの新旧対照表の方なんです。まず第5条の関係でございますが、今回の先ほどの整備に関する法律の関係で児童福祉法が改正された中で、児童福祉法第4条第2項が「障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童」というふうに改正規定されてございますことから、これまでの条文の「在宅の重症心身障害児、知的障害児、身体障害児」のところを、「在宅の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下法という。）第4条第2項に規定する児童」という表現に改めさせていただくものでございます。

それから、次の第6条の関係でございますが、こちらにつきましては利用料の関係でございますが、これまでの自立支援法に基づく基準での実施から児童福祉法に変わる関係で、その利用料につきましても児童福祉法の方に定められたところでございますので、その条文の内容を引用するものでございます。それで利用

料につきましては、自立支援法のとくと全く同じでございます、うちの方では本町在住の方が利用する場合は規則で「無料とする」ということでうたっている点もそのままということで、内容的には変わってございません。施行日につきましては、24年の4月1日からということでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第13号 亶理町心身障害児通園施設条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 亶理町心身障害児通園施設条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 9 議案第 14 号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第9、議案第14号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第14号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書の方は13ページで、新旧対照表は一番最後のページの9ページになります。

今回の改正内容でございますが、第5期の介護保険計画、すなわち平成24年度から26年度までの3カ年の計画になるわけですが、その間の給付に対し保険料の

不足が生じるということで、今回保険料を改正するものが主なものでございます。

それでは、議案の方を説明申し上げますので、条例の方の新旧対照表 9 ページの方をごらんいただきたいと思います。左側が改正案、右側が現行ということになります。

まず第 2 条の関係でございますが、第 2 条保険料率の期間について、第 5 期の計画期間となります 24 年度から 26 年度までに条文を改めるものでございます。

その次に、1 号から 6 号までございますが、第 1 号の関係でございますが、介護保険法施行令第 38 条第 1 項第 1 号に掲げるものということで、今回の改正額は 2 万 3,420 円から 2 万 7,660 円に引き上げるものでございます。次に第 2 号であります。こちらにつきましては改正額が同じく 2 万 3,420 円から 2 万 7,660 円に改正するものでございます。この第 1 号につきましては、生活保護を受給している方または高齢福祉年金を受給している方で、世帯全員が市町村民税非課税の方ということでございます。第 2 号につきましては、世帯全員が非課税で収入が 80 万円以下の方ということでございます。

次に第 3 号の改正点につきましては、3 万 5,130 円から 4 万 1,490 円に改正する内容でございます。世帯全員が市町村民税非課税で、第 1 号と第 2 号に該当しない方ということになります。

第 4 号につきましては、4 万 6,840 円から 5 万 5,320 円に改正するものでございます。この第 4 号につきましては、基本的に本人が市町村民税非課税で、世帯の誰れかが市町村民税が課税されている方ということになります。

次に第 5 号につきましては、5 万 8,550 円を 6 万 1,150 円に改正するもので、内容的には本人が市町村民税を課税されていて、所得が 200 万円未満の方ということになります。

第 6 号につきましては、7 万 260 円を 8 万 2,980 円に改正するもので、所得金額が 200 万円以上の方ということで、一番上のランクになります。

それで、議案書の方の附則の方をごらんいただきたいと思います。

まず施行期日につきましては、24 年の 4 月 1 日から施行する。

次の平成 24 年度から 26 年度までにおける保険料率の特例、まず 2 項の方でござ

いますが、こちらにつきましては政令附則第14条第1項と第2項（同項第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から26年度までの保険料率は、第2条第1項の規定にかかわらず3万5,950円とするということで、これにつきましては先ほど申しあげました第2条3号に該当する方で、収入が80万円を超えて120万円以下の場合の方々に対する特例措置ということで定めているものでございます。

それから、次の第3項の政令附則第15条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第2条第1項の規定にかかわらず5万340円とするという内容につきましては、第2条第4号に該当する者のうち本人の収入が80万円以下の場合については保険料率を下げた5万340円としてやるもので、4,980円の軽減を図るものでございます。ちなみに、こちらについては27.6%の2,275人くらいを見込んでおります、該当する方ということですね。

それで、今回の保険料改訂につきましては、ご承知のように第1号被保険者の給付に対する負担割合が、これまで20%だったのが21%に引き上げられた、1%ですけれども引き上げられた。それから、今後3年間において要介護認定者数の増加とサービス料の増加、これまでも増加しているんですけれども、増加するというふうに見込まれること。それから、介護報酬単価の改訂などが保険料の上昇の要因でございます。介護給付費の準備基金の活用や財政安定化基金の活用などを図りながら、少しでも上昇率を抑えるということに取り組んでおりますが、大変厳しい状況の中で、後期高齢等も上がっておりまして厳しいかと思うんですが、安定的な運営のために料金の改訂をお願いしたいということでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） まず第1点、保険料について基準額で月額で1期目幾らか、2期目幾らか、3期目幾らか、4期目幾らか述べてください。

議長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） これまでの介護保険料の関係でございますけれども、第1期が平成12年度から始まってございます。12年度の10月からなんです、まず12

年度10月からは一応1,325円、月額ですね。これは、本算定の金額は倍の金額なんですけど、一応その2分の1ということでやっておりました。それから13年度、こちらにつきましては13年の4月から9月までについては2分の1で算定ということで1,325円。それから、10月から3月までは通常ということでその倍の2,650円。それから、平成14年度が本算定分の通常算定ということで2,650円でございます。

それから第2期、平成15年度から17年度までの関係でございますが、据置きということで2,650円ございました。それから第3期、平成18年度から20年度につきましては、3,450円でございます。それから第4期、平成21年度から23年度につきましては3,850円。ただし、先ほど新旧表の中で前のときの金額を申し上げましたが、こちらにつきましては処遇改善の方の特例基金の方がございまして、実質的にはそれよりも下がった金額で徴収というか、保険料をいただいているところでございます。その金額が、一応3,850円。条例上の先ほどの改正前の金額ですと、3,904円というふうになってございます。

それで、今回が平成24年度から26年度までにつきましては、4,610円ということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 恐らく、各市町村も県に設立されている財政安定化基金を取り崩して、なるべく保険料の引き上げを抑えるというふうにしていると思うんですけども、取り崩した後の県の財政安定化基金の残高は幾らくらいになるんですか。

議長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） 県の方から算定の関係で通知が来ている分あるんですけども、こちらにつきましては平成23年度までの基金積立残高見込額が、一応37億6,470万6,446円というもとがあるようでございます。それで、今回取り崩した分については、取り崩し可能額というのがありまして、それが23億8,384万531円を算出しております、県の方で。それで、法に基づいてこの取り崩し可能額の3分の1の金額を安定化基金として取り崩して市町村にということで、その金額につきましては7億9,461万3,526円。ということは、取り崩せる額の中で残りが15

億8,922万7,021円あるのかなと推定されます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） もう1点だけ。町の介護保険給付準備基金、これは例えば保険給付費の5%ととかという、それを積み立てる基準というのはあるんですか、ないんですか。

議長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） 特段ございません。これにつきましては、歳入歳出で余った分の2分の1以上ということで決められておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 反対討論を行います。

介護保険制度が始まって、10年になります。2000年の制度ができたときの亶理町の保険料は、先ほど説明がありましたけれども基準額月額2,650円でした。2012年からは、基準額月額で4,610円になります。12年間で、保険料は1,960円、率にしますと73%の大幅な引き上げとなります。そして、一方では年金支給額は減り続けております。また、2012年からは後期高齢者医療の保険料が3%引き上げられます。さらに、被災者の介護保険料は9月30日まで減免されますが、それ以降はもとに戻ります。

こうした中での保険料の引き上げには、反対します。今介護保険制度はどうなっているのでしょうか。特別養護老人ホームの待機者は全国で40万人を超えたとともに、在宅でも利用料が高過ぎる、体制が不十分などのために、介護が必要な人が満足なサービスを受けられない、悲惨な生活を送っているなど、介護難民問題が大問題になっております。親の介護のため、仕事をやめざるを得ないなど、公的な介護制度の不備が現役世代の重い負担となっております。介護保険給付費の2分の1に満たない国の国庫負担金の引き上げで、こうした問題を解決する必要

があります。また、介護労働者の賃金や労働条件の改善も必要です。

以上で討論を終わります。

議長（安細隆之君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。3番熊田芳子議員。

3番（熊田芳子君） 賛成の立場から討論いたします。

3年に一度の介護保険法の改正と、介護認定者がこのように増大し、給付費が非常に伸びている中で介護保険制度、この制度そのものを安定的に運営するために、今回の改正は必要であると認めまして、賛成いたします。

議長（安細隆之君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立、賛成多数であります。よって、議案第14号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第48号 工事請負契約の締結について（平成21年度亶理町中央児童センター建設工事）

議長（安細隆之君） 日程第10、議案第15号 亶理町介護予防拠点施設に関する条例を廃止する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第15号 亶理町介護予防拠点施設に関する条例を廃止する条例についてご説明します。

ご承知のように、このたびの東日本大震災の大津波によりまして、建物本体ほぼ全壊ということで、使用できなくなりましたことから取り壊し、更地になってございます。現地における復旧につきましては、避難区域ということでございま

すので、現地での復旧は当面難しいということもございます。そういう面から、建物が無いということを一に、互理町介護予防拠点施設に関する条例（平成19年互理町条例第26号）を廃止するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第15号 互理町介護予防拠点施設に関する条例を廃止する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号 互理町介護予防拠点施設に関する条例を廃止する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第16号 平成23年度互理町一般会計補正予算  
(第9号)

議長（安細隆之君） 日程第11、議案第16号 平成23年度互理町一般会計補正予算（第9号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第16号 平成23年度の互理町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。補正予算書になります。

平成23年度互理町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ30億6,138万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ389億3,709

万3,000円とするものでございます。

第2条 繰越明許費。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条 地方債の補正。地方債の変更は、第3表地方債補正による。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、26ページをお開きください。26ページでございます。

まず歳出でございますけれども、初めに全体的なことを申し上げますと、職員の人件費につきましては共済費の負担率が上がったことに伴う増額と、給料につきましては精査による減でございます。合わせまして、1,285万1,000円の増額となっております。また、需用費や各事業費等の減額につきましては、今回の東日本大震災の影響により実施できなかった事業、あるいは事業費の確定及び確定見込みによる減額補正が主なものでございますので、今回の説明につきましては増額補正になりますものと、減額の額の大きいものを中心に説明させていただきたいと思っております。

それでは、初めに2款総務費1項総務管理費1目一般管理費391万7,000円の増額補正ですが、説明が右下にございますけれども、18節の備品購入費として自治法派遣によります職員が入るアパート等の備品をそろえるため300万円を増額するほか、その下になります19節では館南上、新町、新丁の3地区の集会所の改修工事に対する補助として、113万4,000円を増額するものでございます。

下の2目の文書広報費から、次のページお願いいたします、次のページの下の方になります10目の支所費までにつきましては、事業費の確定等によります減でございます。

次に、12目の基金管理費1億8,913万5,000円の増額補正ですが、内容については次のページになりますので、次のページをお願いいたします。右側の31ページになります、一番上でございますが、初めに財政調整基金積立金ですが、今回の補正において歳入が上回るようになったことなどから、利子分の65万5,000円を含めまして1億5,087万5,000円を積み立てするものでございます。なお、補正後の残高につきましては、17億3,177万6,000円となります。

次に4町債管理基金費4,000円と、5庁舎建設基金費19万9,000円につきまして

は、それぞれ利子分を積み立てるものでございます。なお、庁舎建設基金残高につきましては、8億3,318万5,000円となっているところでございます。

最後に7震災復興基金費3,017万7,000円でございますが、今回歳入で補正しております寄附金3,014万円と、利子分の3万7,000円を合わせて積み立てを行うものでございます。積立後の残高につきましては、12億9,741万円になります。

それから次の2目の町税費から、ちょっと飛びまして34ページお願いいたします、34ページの下の方になりますけれども6目の監査委員費までにつきましては、事業費の確定による減でございます。

一番下になりますが3款民生費、次のページをお願いします。1項1目の社会福祉総務費2,012万9,000円の増額補正でございますが、額の確定によりまして28節の国民健康保険特別会計繰出金として、1,753万6,000円を補正したものでございます。

同じく3目の老人福祉費197万1,000円の減額ですが、5の介護保険事務経費の28節介護保険特別会計のシステム改修に係ります一般事務経費分といたしまして329万6,000円を繰出金として補正するものでございます。

次、42ページでございます。42ページの上の方になりますけれども、2項4目の児童措置費1億5,596万円の減額でございますが、主なものにつきましては子ども手当等支給経費1億4,070万円を減額するものでございますが、これは年度途中で制度改正になったことによる減額でございます。

二つ下になりますけれども、3項1目災害救助費2,659万円の減額ですが、右側の説明にございますが、住宅応急修理の事業量の確定見込みによりまして、3,311万円の減額及び水道事業会計給水活動経費として652万円をそれぞれ繰り出すものでございます。

46ページをお願いいたします。46ページの一番上になりますけれども、4款衛生費2項1目清掃総務費9,345万3,000円の増、同じく3目し尿処理費3億2,065万円の増ですが、これは亘理名取共立衛生処理組合の両施設の災害復旧費に係る増額補正でございますが、当初補助事業の補助残部につきましては起債借入を行う予定でございましたが、今回の国の3次補正によりまして起債分を震災復興特別交付税で見られるようになったというふうなことから、亘理町の負担分を補正す

るものでございます。

次に、一番下になりますけれども、6款農林水産業費1項農業費。次のページになります。48ページでございますけれども、中断でございます4項農業振興費6億4,375万3,000円の減額ですが、右側の説明の一番下の方にありますけれども、18被災農家経営再開支援事業費で被災者で構成されます復興組合に津波被害のありました田畑のがれき撤去や草刈り作業等を委託する事業となっておりますが、これらの事業費の確定見込みによりまして2億3,523万6,000円を減額するもので、あと次のページまたお願いいたします。右の説明の一番上にございますけれども、19東日本大震災農業生産対策事業でございますが、これは農協が事業主体で被災しました大型ハウスの修繕、農業機械・生産資材、これらの導入に対します補助でございますが、入札によりまして減、それから事業参加者の確定などから3億5,160万4,000円を減額するものが主なものでございます。

同じく6目農地費7,195万6,000円の増でございますが、主なものにつきましては右側の説明にあります旧県営農地整備事業費といたしまして、柴鳥地区の県営かんがい排水事業費の確定によりまして700万円を減額するものと、一番下にございますが17農業基盤復旧復興整備計画策定事業費のうち、13節委託料といたしまして8,983万円を補正するものでございます。

なお、この説明につきましてはさらに次のページ、53ページの一番上になりますけれども、委託料といたしまして農業基盤復旧復興整備計画策定業務委託料となっておりますが、これにつきましてはほ場整備をする前段といたしまして営農構想、それから換地設計基準、担い手選定、土地利用構想、そのほかにもあるんですが、それら等を作成しなければならないというふうなことから、それらの業務を委託するものでございます。

次に、9目農業用施設整備費3,042万1,000円の増でございますが、これにつきましては右側の18土地利用調整推進事業費4,572万7,000円の増額でございますが、これにつきましては逢隈西部地区高度経営体農地集積促進事業補助金というふうなことで、逢隈西部地区のほ場整備におきまして整備前と整備後の担い手農家への集積の割合が増加、その増加する割合に応じまして補助が受けられるというふうな内容のものでございます。

次に、56ページをお願いいたします。56ページでございますが、一番下になりますけれども8款土木費23億8,887万2,000円の減額補正でございますが、主な内容でございますが、少し飛びますけれども60ページをお願いいたします。60ページ上段でございます4項4目の公園管理費670万円の減で、右側の説明にございますが5活力創出基盤整備事業費といたしまして逢隈公園整備事業工事費請負といたしまして2,250万円の増額、8安全安心対策緊急支援事業として、これは鳥の海公園のトイレ等の整備を行うものでございましたが、震災によりできなくなったというふうなことから3,220万円を減額するものでございます。

5目街路事業費177万6,000円の増額でございますが、県営街路事業の駅前大通り線でございますが、事業費が増額になったことなどから、それにあわせて負担金も増額となるものでございます。

次に、5項住宅費2目住宅建設費23億3,329万6,000円の減額でございますが、災害公営住宅の建設業務委託料といたしまして21億1,899万6,000円、造成工事等分といたしまして2億3,130万円をそれぞれ減額するものですが、これにつきましては当初県の指導によりまして23年度から3年度分を一括で予算措置というふうなことを行っておりましたが、これも同じく県の指導によりましてこの申請につきましては単年度ごとに予算措置をするというふうになったことから、今回24年度と25年度分を減額するというふうな内容でございます。また、災害公営住宅駐車場整備事業費1,700万円の増額につきましては、予定している場所に駐車場が不足するというふうなことから、そのための用地取得費として補正するものでございます。

次に、9款消防費1項消防費、次のページになります。62ページになりますけれども、1目常備消防費1億3,035万3,000円の増額でございますが、先ほど説明申し上げました共立衛生処理組合と同様でございますが、亘理地区行政事務組合の指令センター等の災害復旧に係ります整備事業の補助残につきまして同じく起債借入を予定していたんですが、その分が震災復興特別交付税の対象となるというふうなことから、亘理町負担分として増額補正をするものでございます。

同じく、2目非常備消防費75万1,000円の増額ですが、これにつきましては右側18節備品購入費といたしましてありますが、現場での消防団員同士での連絡用と

いたしまして、携帯用のトランシーバー50台を購入するものでございます。

10款教育費 1項教育総務費 1目教育委員会費1,300万円の減額ですが、説明につきましては次のページになりますが、右側の一番上になります。私立幼稚園就園奨励補助金でございますが、これにつきましては今まで町民税の課税状況に応じまして補助しているというふうな内容でございましたが、今回の震災によりまして半壊以上の被害にあった世帯に対しましては、県から直接補助されることになったことに伴いまして減額するものでございます。

なお、このほかの教育費の補正につきましては、すべて人件費と事業費の確定による減額でございますので、省略させていただきます。

76ページ、お願いいたします。11款災害復旧費でございます。1項 1目農林水産施設災害復旧費6,877万4,000円の減額、及び2項 1目の公共土木施設災害復旧費 5億6,651万2,000円の減額につきましては、これらにつきましては両方とも災害査定が終了し額が確定したことに伴います減額でございます。

3項文教施設災害復旧費 2目公立学校施設災害復旧費8,172万円の増でございますが、これにつきましては主に地震による被害のあった施設でございまして、小学校につきましては吉田小学校・逢隈小学校・亘理小学校の3校で4,311万円、中学校につきましては吉田中学校・逢隈中学校・亘理中学校の3校で3,861万円を、それぞれ復旧工事費として補正するものでございます。

それでは、次に、歳入についてご説明いたしますので、12ページをお開きいただきたいと思っております。

それでは、歳入でございます。初めに町税でございますが、町民税、軽自動車税、町たばこ税とありますが、それぞれ増減がございますが、今後のそれぞれの見込みにつきまして精査したことによります増減でございます。

同じく3款の利子割交付金の276万2,000円の減額から、4款、5款、あと次のページになりますが、一番上の6款の地方消費税交付金の1,029万円の減まで、これらにつきましてはすべて県から見込額が示されたことによりまして、それにあわせてそれぞれ増減の補正をしたものでございます。

9款の地方交付税 3億1,042万1,000円の増額補正でございますが、右側の説明にございますが普通交付税分といたしまして2億1,628万6,000円、それから震災

復興特別交付税分として9,413万5,000円をそれぞれ補正したものでございます。

11款2項1目民生費負担金3,373万9,000円の減ですが、これにつきましては保育料の減免及び開所日数が少なかったことによる減でございます。

12款使用料及び手数料45万4,000円の減額につきましては、右側の説明にあります3施設が使用できなかったというふうなことに伴います減でございます。

14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金1億3,099万2,000円の減額ですが、これにつきましては子ども手当等の制度の改正に伴い、負担金も合わせて減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。右側上段の説明欄ですが、2節社会福祉負担金ですが、保健基盤安定負担金の額の確定に伴うルール分として160万6,000円を増額補正するものでございます。

同じく4目災害復旧費負担金3億1,558万1,000円の減額でございますが、これにつきましては公共土木施設災害復旧費負担金につきまして事業費が確定したことによりまして3億5,739万1,000円を増額補正するものと、先ほど説明申し上げました公立学校施設災害復旧費負担金といたしまして小中学校合わせまして6校分の災害復旧費に対します国の負担金4,181万円を増額補正するものでございます。

2項国庫補助金19億8,511万9,000円の減額でございますが、3目3節の災害公営住宅整備事業費補助金の18億8,348万7,000円の減額を初めとしまして、事業費の確定による減額が主なものでございます。

続きまして、増額分につきましては3目の土木費国庫補助金の右ページにありますが、5節の土木費補助金におきまして⑤の活力創出基盤創造交付金、逢隈公園の整備事業分でございますが1,402万5,000円等を増額補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。1項1目民生費負担金280万9,000円の減額でございますが、これも右ページに説明欄がございますが、1節児童福祉費負担金1,077万9,000円の減、2節の社会福祉費負担金797万円の増については、それぞれ県のルール分としての補正でございます。

2項県補助金6億5,546万3,000円の減額補正でございますが、事業費の確定に

よるものが主なものでございます。そのうち、増額になりますのは2目民生費県補助金の右側の説明28、地域子育て創出事業補助金1,458万円の増ですが、これにつきましては保育料の減免分が県の安心子ども基金の方から90%補助されることになったことから、補正するものでございます。また、4目の農林水産業費県補助金のうち、③の逢隈西部地区農地利用集積促進事業補助金としまして、4,001万1,000円を増額補正するものでございます。

次のページ、お願いいたします。10目災害復旧費県補助金1億746万2,000円の減、そのうち右ページの5節消防施設災害復旧費補助金291万6,000円の増額ですが、これにつきましては消防ポンプ小屋の修繕費分186万円、それから先ほど申し上げましたトランシーバーの購入費の分としまして③の消防団安全対策整備事業補助金として105万6,000円を、それぞれ増額補正するものでございます。

15款1項2目の利子及び配当金につきましては、それぞれ基金の利子分でございます。

それから、16款1項1目の寄附金でございますが、説明欄次のページになりますけれども、23ページ右側でございますが、東日本大震災復興資金としまして62件3,014万円、総務費資金（地域協働まちづくり）としまして5件17万円、同じく町民乗合自動車運行経費としまして5件15万円、農林水産業費資金としまして2件33万円、教育費資金として5件19万円の貴重なご寄附をちょうだいしております。大変ありがとうございました。

17款1項1目の財政調整基金繰入金2億1,000万円の減額でございますが、これにつきましては財政調整のため基金から繰り入れておりましたけれども、今回の補正で普通交付税の全額充当と、歳入の方が多くなったというふうなことで、今回繰り入れが必要なくなったというふうなことで減額をするものでございます。

19款の4項1目雑入につきましては、右側の10節産業観光費雑入として1,432万3,000円増額補正するものでございます。

20款の町債でございますが、次のページ24ページになりますけれども、1項1目の農林水産業債630万円の減でございますが、これは県営かんがい排水事業の柴鳥地区の事業費の確定に伴います減額でございます。

最後に、6ページにお戻りいただきたいと思っております。6ページ第2表でござい

ます。繰越明許費でございますが、一番上民生費の災害救助費住宅応急修理事業費の7,885万円から、一番下でございます災害復旧費労働施設災害復旧費勤労青少年ホーム災害復旧事業費の771万8,000円までの23事業、合わせまして26億6,753万4,000円を24年度へ繰越を行うものでございます。

次に、右のページでございます。第3表地方債の補正でございますが、変更でございます。農業基盤整備事業債といたしまして、限度額の2,340万円から1,710万円の630万円を減額する内容となっております。起債の方法、利率、償還の方法については、従前と同じでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） 今提案理由の説明が終わりましたが、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。休憩。

午後 0時05分 休憩

午後 0時59分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） まず、歳入ですね。15ページの11款2項1目保育料の減免なんですけれども、地域子育て創出事業補助金、減免の90%が補助金で来るというふうになっております。介護保険料の減免については、災害臨時特例補助金でほぼ100%見るといふふうになってはいますけれども、あとの10%はどういうふうになるんですか。

議長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） 一応、保育料につきましてはその基金の関係で90%ということでございますので、あとの分については見込み的には難しいのかなと思っておりますし、あわせまして今回の民生費の負担金との関係で、国の基準とうちの方の基準でずれが生じているところもありますので、その分で町の持ち出しもそのほかに160万円くらい別に出てくるものでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 歳出、51ページ。6款1項6目農業基盤復旧復興整備計画策定事

業費、これは大規模ほ場整備なんですけれども、これはどこの地域で、そして事業期間は何年から何年で、農家の負担はどうなるのか。これを述べてください。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 今の中では6カ所、荒浜北部、あと吉田東部、1期、2期ですね。あと吉田中部、あと吉田の西部・南部というところで、1,200ヘクタールをやる計画でおります。

事業負担につきましては、今説明の中ではあくまでも国の方で交付金等を充当しながらやっていきたいと言っていますが、なるべく農家の負担が少ないように特別交付税、そういうものを活用しながらやっていきたいということで説明会を催している状況でございます。以上でございます。（「もう1点」の声あり）

期間につきましては、一応23年からいって5年でございますので、27年度までという形で説明会をしております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 61ページ、8款5項2目災害公営住宅、復興交付金の絡みなんですけれども、初めは3年間の復興交付金を計上して災害公営住宅をつくるというふうになっていて、そして事業ができなかった場合は翌年度へ繰り越しても構わないと言っておきながら、それはだめなんですよと、単年度の計上が原則ですというふうに、くるくるくる変わる変わっているんですね。私は、それを理解できないんです、何考えているのか。それを説明してください。

議長（安細隆之君） 震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） 今回国の方から示されました復興交付金制度というものにつきましては、正式に12月にその法律が定まりまして、1月に制度要項が示されております。ただ宮城県、そして町といたしましても、早く復興財源の確保という部分におきましてはいろいろ検討させていただいたわけですが、県の方から今回の制度がはっきり出る前から、情報としては繰り越しをしながら3年分をまとめて確保していかないと、その後の予算確保が難しいというふうな見込みがあったことから、当初は3年分をまとめて今回の23年度補正予算として上げさせていただきました。それがこの1月以降に制度要項が示されまして、現復興庁の方からの説明でありますと、各年度ごとの事業費という部分をそれぞれ

計画に載せながら、それであと交付申請をして進めるようにというふうな明確なその辺の指導があったということで、今回のような形で大変申しわけございませんが、かなりの多額の予算を減額をするというふうな方向になりました。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 61ページの今の下の方なんですけれども、災害公営住宅の駐車場整備事業についてお伺いいたします。広さはどれくらいなのでしょう。また、1軒につき何台の駐車が可能になるような広さを持っているのでしょうか。

あともう一つ、集会所等はまた新たに土地を買ってというような、そういうことになるのでしょうか。その点についてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） 災害公営住宅の駐車場整備につきましては、現在の災害公営住宅整備事業という国の制度上対応しておりませんでした。そのため、今回は国の復興交付金制度の中の効果促進事業として整備をしているわけですが、今回の対象となる面積につきましては2,300平方メートル程度ということで考えております。そのときに荒浜の災害公営住宅、100戸を一応予定しております。100戸に対して駐車場の方については、今いろいろ検討させていただいて決まっているものではございませんが、大体1世帯に対して1.5倍ということで150台くらい利用できるような形で、何とかスペース的な問題も対応できるか検討しているところでございます。

また利用料金等については、今後災害公営住宅の家賃等の設定もでございます。そういった部分も含めながら、実際その辺そういう時期が来ましたら、整備をさせていただきながらご報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

あと集会所の方につきましては、あわせて100戸の世帯の方が利用できる集会所、あるいは地域の方々も共有して利用できるような環境という部分もちょっと検討の中に入れてさせていただきながら、今整備計画の方について検討させていただいているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 次の点についてお伺いいたします。

77ページ。小学校の地震による災害復旧費ということで、小学校3校、中学校3校が載っておりますけれども、これまで耐震をきちっとしてきたと思うんですけれども、どういうところが今回直さなくちゃならないような箇所になったか、ちょっと具体的にお話しをいただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 今回の補正の中身ですけれども、工事としましては基本的にプール関係のものが多いわけでございます。一つは、プールの例えば機械室、要するにシャワー室。建物自体にかなりのひび、クランクが入った、さらには傾いたところもある。そういったことで、今回の補正の中身としては、小学校は吉田小学校がプールシャワー室の改修工事、これが大体1,521万円ほど。あと、プールサイドのスリップシャート設置工事というのはプールサイドの修繕ですが、これが1,449万円ほど載せております。さらには、各学校で校舎をつなぐ廊下、要するにエキスパンションとよく言われるんですけれども、そこの部分が破損しているということで、こういったところに金額がかかっている内容でございます。

また、逢隈の小学校の方では、体育館に行く通路の一部等も破損しておりますので、こういったところを今回の補正でみな上げさせてもらった。ようやく金額的に反映の計画が出てきたということで、それを今回補正で上げさせていただいている。ただ、後で出ると思うんですけれども、3月いっぱいでは皆工事できませんので、繰越明許になるということでご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今までその復旧工事をしなくて、何か子どもたちが困るようなことはなかったんでしょうか。何か、安全対策面で大分修復費が災害復旧の部分ちよっと遅いのかなと思いますけれども、この部分は子どもたちは大丈夫だったのかななんて思って、その点ちよっとお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 子どもたちの件ですけれども、緊急性を要して危険なものについては、既に事前着工のような形で、細かい工事については既に終わらせております。今回載せているのは、あくまでも設計単価が出しづらいものだけでございます。

ます。それを、ようやく今出るような時期になりましたので、これを補正として出させていただきます、24年度で最終的に終わらせたい、このように考えた内容でございます。

なお、逢隈小学校なんかで地震でガラスが壊れたとか、ああいう危険なものは既に修繕しておりますので、そういった形でやっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 繰越明許の件ですけれども、この繰越明許で23事業ほど繰り越しているようですが、23年度の繰り越しなのでこれらの工期の最後はどのように考えているかということですね。

なぜかという、やっぱり町民の方々はいち早い復旧というのを望む。そうした場合、「23年度の繰り越しだけでも、最終的には24年の3月です」なんて、そういう回答になってはやっぱり皆さんの期待にこたえられないというようなことから、この繰り越しの事業については多分それぞれの箇所づきがあると思えますけれども、きちっとした工期の末を提示した看板などを立てて、「ああ、この工事についてはいついつまでに終わるんだな」というような方法で町民の方々に周知すれば、親切な工事になるんでないかと思うんですね。

またもう一つは、61ページの災害公営住宅の公有財産購入1,700万円ほどありますけれども、これの現況は何なのか。あと、購入単価は平方メートル当たり幾らなのか。それで何台を確保して、使用状況として一家のうちに何台と制限をつけるのか、つけないのか。これらについても5台持っていれば5台とめてもいいとか、あるいは持っていない人もいれば、そういうことになってくると不公平感もそのうち出てくるわけで、そうすると応分のスペースでいいわけだ。要するに一家に1台当たりであればね。そういうような、やっぱり規制とは言わないけれども、不公平感を持った台数の割り振りのための面積で済むと思うんですね。

それらについて、どのような考えを持っているのかということをお聞きします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 最初に繰り越し関係の工期のお話しなんですけれども、土木費については通常分の繰り越しも結構ございます。その中で、当初年度内に完成できなかったという事業につきましては、災害関係の査定の数がかかなり多くて、災害査定は毎週6月から受けてきたわけなんですけれども、その中で毎週職員が立ち会いに行ったというふうなことで、なかなか事務所の中で積算とかができなかったというふうなことが挙げられます。こういうものについては、災害査定の方もほぼ順調に終わりましたので、現在発注業務を急いでいる状況です。それで、できるだけ年度内に発注して早期に完成させたいということを考えています。

それから、一番大きいのは土木施設の災害復旧の事業費なんですけど、繰り越しで18億円ほど今回見ております。これについても、職員の方で日々8時、9時まで残業しながら発注業務を急いでおります。特に道路関係の災害復旧は、先日の全員協議会の方でもお話ししましたけれども、舗装のプラント工場が忙しくてなかなか出荷してもらえないというのがひとつございます。それから機材、アスファルト舗装する際の重機、機械が不足しているというふうなこともあって、なかなか工期どおりに進まないということも考えられますので、できるだけ早期に発注しまして年度末と言わずにできるだけ早く完成させたいということで考えておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 農政部面で繰り越しが3事業あるんですが、まず農業基盤復旧整備計画策定事業費、先ほども質問ありましたけれども、この事業費につきましては大型ほ場整備をすべく1,200ヘクタールの関係の事業計画でございまして、これを繰り越ししますが、年度初めすぐに委託をしまして、年度内に完成していきたいと考えております。

また、逢隈西部の高度経営体農地集積促進事業という、これは先ほど財政課長の方から説明あったように、集積関係で逢隈西部400ヘクタールほどあるんですが、集積関係で65%くらい達成したということで、受益者の方に還付するようなお金でございますので、早急に新年早々土地改良区の方にお金を入れて、その事業のお金を入れて負担金の軽減に充てたいと考えております。

あとため池でございますが、ため池につきましてはやっぱり4月から8月までに使いますので、その後発注になると思いますので、工事的には9月ころから来年の3月までの形で工事をやっていきたいなと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） まず、繰り越し関係の話でございます。災害公営住宅整備事業及び駐車場整備事業というこの2点ございまして、この事業につきましてはまず荒浜地区に整備する予定の災害公営住宅に係る設計業務、それからあと用地等の調査測量というふうな、そういった経費でございまして、この関係につきましては宮城県の方と協定を結ばさせていただきながら、県の方に事務委託をする形で考えております。

なお、この辺の事務につきましては、今回の復興交付金事業計画の関係の国との事務等の関係から、4月以降にそういった業務が入るということで繰り越しをさせていただいているということでございますが、予定どおり24年度内に設計、そしてあと建設の着手の方までいけるように、その辺は県の方とは調整をさせていただいているところでございます。

また、あわせて繰り越し以外の話といたしまして、先ほどご質問の中にありました駐車場整備に関する例えば敷地の現況というのはどうなっているのかということになるわけですが、以前荒浜地区の災害公営住宅の予算を補正で上げさせていただいた際にもちょっとお話ししたわけですが、農地と宅地が一応混在している地域の中で、前回その部分を入れていなかったということで、あわせてどこで区切っているかというのはまだ現在わかっていないということから、農地宅地が混在する地域ということになります。そういった状況から、単価につきましても前回ご説明いたしましたように、大体平均単価といたしまして7,000円くらいの数字を一応予算条は持たせていただいているということになります。

また、駐車場の台数の確保という部分におきましては、やはりこういった亘理の地域の中でいきますと、やっぱり車という部分が生活には不可欠な地域だというふうに判断しておりますので、できる限り不便のないような整備をしたいというふうには考えておりますが、一方でこれまでの町営住宅の中での駐車場の台数

等、そういった部分もありますので、そういった部分も含めてできるだけその敷地確保も含めて検討していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 皆さん大変忙しいのはわかるんですけども、やっぱり町民の方々も生活関連の道路とか側溝、そういうものについては大変興味を持って、「いつになったらこの道路の穴ぼこ直るんだべな」なんていうような話もよく聞こえてくるんで、それらを安心させるためにも、焦ってやる必要はないですけども、「いついっかまでには、ここは大体普通に通れますよ」と、そのような表示とかそういうものをするとか親切のかなというふうな気がしますので、そういう配慮もして事業化していただきたいなと思います。

あと駐車場については、我々皆あそこだから、3台を5台だというふうな話にはならない。やっぱり、「そんなに多く持つ必要があるんだったら、別なところに確保してください」とか、通常は必要なくらいでいいんですから、用地も全部町で確保して何台もとめさせるとするのは、これはちょっと整合性がとれない、不公平だということもちゃんとすべて賃貸するというふうにやっていただきたいなと思います。

議長（安細隆之君） 要望でよろしいですか。

8番（鈴木高行君） 今の表示板のことについて、わかりやすくやれるかやれないかということについて。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 工事発注すれば、業者の方で看板というのは立てられるんですが、それ以前に看板を立てるのはちょっと難しいと思います。

それで、4月以降新しい体制で、恐らくうちの方にも土木と建築の技士が何名か支援いただけると思いますので、それらの人を活用してできるだけ早期に発注していきたいと思いますので、何とかご理解をお願いしたいと思います。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 63ページ。9款1項3目15節の工事請負費、防災行政無線整備費ということで三角2,550万円ということになってはいますが、この減にした理由。そしてまた、今浸水した区域の防災無線設備がそのまま破壊された状態のま

まになっている。しかしながら、地域住民がここに居住している方々もおる。この辺の修復についての意見もあわせてお願いします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） まず第1点目の今回2,250万円の減額につきましては、昨年入札を実施しまして3億7,275万円ということで落札したわけでございます。そういうことから、債務負担をとりまして3カ年計画ということでございまして、平成23年度の事業総額が9,050万円ということでございまして、事業費を精査させていただいて初年度に関して2,250万円の不用額が発生するというので、減額をさせていただいたという内容でございます。

あと、第2点目の浸水区域の防災の子機が破壊されているところがあるので、それらについては今年度23年度は親機をまず設置するというので、デジタル放送とアナログ放送が併用できるように23年度は改修して、あと個別受信機については受信が非常に難聴地域について190機の個別受診機ですね、家庭の中に設置するという事業を23年度で実施しております。そういうことから、24年度におきまして当然小野議員さんがおっしゃるように、今回被災を受けた子機の改修についても来年度からやはり、例えば集団移転の促進地域であってもそこで作業する、工事をする方もおりますので、そういうふうな安全対策を講じなくちゃならないものですから、それらについて可能な限り設置をしていきたいということで考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） そうしますと、今の課長の答弁だと危険区域においても子機については直していくんだと。そうすると、今回浸水した荒浜、吉田地区、すべてそういう理解でいいですか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） すべてというと大変答弁に困るわけですが、まず荒浜地区に関しては当分の間高い建物に、距離にしまして1キロメートルくらい防災無線の放送ができる設備を屋上につけたい。やはり地上部でありますと、どうしても本体の制御する機械が浸水してしまうと、その無線等が使えなくなるということでございまして、今回はわたり温泉鳥の海の屋上と荒浜小学校の屋上とあ

と高屋小学校の屋上に対して、半径1キロメートルくらい届くような拡声器を設置して、まずはここで第1回目の方を終わらせていただいて、その後復興計画と調整をさせていただきながら、被災地の復旧に向けていきたい。

吉田地区に関しましても、それらの復興計画に見合わせて丸きり問題のあるところに防災無線を建てるわけにはいきませんので、そこら辺も十分地域の皆さんとも調整させていただきながら、24年度はそれらの復旧に向けて荒浜、吉田地区も実施したいというふうに考えています。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに。17番佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 同じく63ページ。非常備消防費の中のトランシーバー設置費50台分となっていますけれども、この件についてちょっとお尋ねします。いつもせっかく購入しても、前の消防団員が使った設備の中の無線トランシーバー、あれも使い勝手が悪くて、使う人そのものも悪いと言われればそれまでなんですけれども、いろいろと説明なしでこれを使ってと言っていて、「通じない」の「通じた」のと、そういう状況があったんで、この50台、まず台数がかなりそろっていますけれども、あのころは20台くらいしかないと思ったんですけれども、この点についていいものを買ったんだと思いますけれども、その点若干説明をいただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） まず購入に関して、きょうは予算を計上しておりますのでまだ買っておりませんし、契約は今後になりますので今この消防団員関係の携帯用のトランシーバー購入事業というのは、被災地のほとんどの自治体に「補助を出すので、整備をしていただきたい」ということでの県とか国からの要請でございますので、そういう意味で今回どの市町村でもこのトランシーバーを購入すると。本町においては、購入しましたら小型の積載車、あと自動車ポンプ等に最低でも1台ずつ設置しながら、災害時の現場の連絡を密にするためにこれを使用したいということでございます。

確かに、勝手が悪いというのは新しいちは非常によろしいんですけれども、だんだん古くなりますと使わなくなったり使いづらくなるということでございますが、十分そこら辺も配慮していただきながら、消防団員の方々に周知徹底を図

ってまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

17番（佐藤 實君） 了解。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 農林水産業費、農業振興費、49ページになります。18節被災農家経営再建支援事業費ということで、2億3,523万6,000円減額になっております。がれき、草刈り、復興組合に委託ということで、農地の復興再生に成果を上げていることに対しては評価をいたします。

しかしながら、問題の部分も一部聞かれております。何かというと、何らかの事情において復興組合に農家であっても参加できない方もいる。さらには、受委託契約をしていて、根が張らないような状況になっている方もいる。そういうことを耳にいたします。聞くところによりますと、岩沼・名取方式におきましては面積当たり3万5,000円ということで、国から補助金として来ているというふうには、算定基礎があるらしいというふう聞いております。岩沼・名取方式の場合は1万5,000円、それを各農家の方の経営再建の方に充てる。残りにおいて、復興組合の方の支払いに充てているというふうなことを聞きます。2億3,000万円減額するのではなく、そのあたりの活用、亘理方式じゃなくて岩沼・名取方式導入の考えはあるかどうか伺います。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 確かにうちの方の日当払い9,600円、また岩沼あたりは1万2,000円、格差はあります。ただ、それはそれで取り決めてやっていく、復興組合の中で取り決めをしてつくっていくやり方でございます。今佐藤議員が言ったように、岩沼とか名取の方式の中で亘理町でも復興組合の中で再度もんで、その辺がいいのか悪いのか、余りお金を多額な形で補助金としてやるのもいかなものかというので、うちの方でも9,600円を算定したときいろいろと物議をかましておりますので、今後24年度もやっていきますので、復興組合の中でそういう名取方式・岩沼方式を再度見せていただきながら、うちの方で取り組めるのか取り組めないのか、その辺を協議してまいりたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。15番島田金一議員。

15番（島田金一君） 歳入の方の23ページ、雑入です。町民生活課の雑入で金属売却収

入マイナス2,600万円となっておりますが、これは推定量が減ったのか、それとも単価的に下落してそういうふうになったのか、またこういうふうなものの売り払いは随意契約とかそういうふうになって日常的に売り渡しているのか。その点、3点お聞きします。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（安喰和子君） 金属類の売り払いにつきましては、随意契約で行ってありました。それで、最初のうちは1カ月682万円くらいの売り上げを見込んで12カ月を計上しておりましたが、だんだん年度末にかけてごみの方が多くなりまして、売り上げの方の金額が少なくなってきたので、調整したわけでございます。ですから、見込みよりもずっと減ったということで、今回減額させていただきました。単価につきましては、1キログラム当たり平均5円くらいで来ておりまして、アルミニウムとかちょっと高い金属類は、そのたびに高い金額で支払っていただいております。以上です。

議長（安細隆之君） 15番島田議員。

15番（島田金一君） 今から、荒浜地区のがれき処理でなくて町場の処理、家を壊してやっている。そういうふうなものの鉄くずとか何かというのは相当出ると思うんですけども、それも含めるとやっぱり来年度という形になりますので、それも随意契約と大体その単価は変わらないと思ってよろしいですか。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（安喰和子君） 金属くず類は、一応23年度で終了したいと思っております。それで、今後の分はJVの方に運ぶようになると考えております。

15番（島田金一君） 了解。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 43ページの災害救助費の13節と28節です。13節住宅応急修理の減額ですけれども、これのちょっと中身を教えてください。あと、28節の繰出金の給水活動費の水道事業への繰出金の説明。次が、先ほどからありました災害公営住宅に関して戸建てを希望する人たちのアンケート調査はどこまで進んでいるか、説明ください。

あと65ページ。65と67またがっていますけれども語学指導者、多分外国人の助

手の方だと思うんですけども、200万円と450万円、中学校。合わせて650万円の減になっております。これに対しても、詳しい説明をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 最初に、住宅の応急修理でございますけれども、これは現在の予算が700戸分を見ております。1戸当たり52万円ということで見ております。この住宅の応急修理制度を利用できる方は、仮設住宅に入らない方、それから民間のアパートに仮設扱いで入っていない方で自宅を応急的に修理して住む方を対象にしての補助制度ということでございます。

2月13日現在なんですけど、683件の申請がございます。そのうち、53件が仮受付したまま本申請が上がっていない方なんです。実際本申請まで上がっている方が、630件ということになってございます。この53件分については、町の方からはがきを何度も送付して、「こういう制度に1回申し込みされているんですけども、今後この制度を利用するんであれば早急に申請をお願いしたい」というふうなことで、2回、3回くらいもうはがきを送っているんですけど、なしのつぶての方もいらっしゃるんですね。ときどきポツといらっしゃって、「うちも申請したいんですけども」という方も結構いるんですね。それで、この申請は去年の12月で締め切っているんですけど、最近来た方でも日にちを12月の申請にしてもらって、受け付けしている例もございます。

この2月13日現在まで完了したケースが519件、額にして2億5,203万9,777円です。そして、この53件分について今後どうなるかまだはっきりしないので、一応予算として計上させていただきます。1戸当たり52万円で、2,756万円ですね。こういう既に申請されている方、あと今後されると予想される方の額を見込んで今回3,311万円を減額補正をさせていただいたということでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） 28節の繰り出しの関係でございますけれども、水道事業会計652万円ほど繰り出すわけでございますが、災害救助費の概算払いを受けております飲料水供給費ということで、水道事業会計の方で支払っていただいている分でございますので、そちらの方に繰り出すということでございます。以上でございます。

ます。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） それでは、3点目の質問になります語学指導助手の650万円の減額の件でございますが、こちらにつきましては震災が3月11日、普通ですと4月から早速この語学指導の委託契約をしまして、各学校の指導に配置するわけですが、去年の場合は震災の関係でまず前半が契約を結べなかったという状態がございました。そして、実際に契約を結んだのは9月でございます。ですから、既に前半の分の予算が余ってしまったというのが一つ。

それとあわせて、私が見込んだよりも昨年の業者との契約については、結構安く契約することができました。理由はちょっと私にはわからないんですが、見積もり合わせをしたところ結構安く上がったと。参考までに申し上げますけれども、小学校関係の方の契約金額285万4,740円で契約しております。中学校関係は2社ございまして、1社が198万4,500円、もう1社が82万1,100円の契約となっております。これの精査による金額の減額補正ということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） 災害公営住宅の住民意向調査につきましては、今3月の中旬に実施できるように調整をしておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長（安細隆之君） 2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） その語学指導の件なんですけれども、たしか学校再開は連休明けくらいでしたっけ、5月くらい。5月から、後期の9月から開始したという間の、夏休みも入りますけれども、2カ月、3カ月に関しては子どもたち、児童生徒には語学の指導の部分の手当がなかったというふうなことでいいんですか。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） これは、議員さんご存じでしょうけれども、語学指導助手でございますので、英語関係については正規の先生がちゃんと指導はしております。ただ、いかんせん震災以降業者の方もなかなか契約結ぶまでに時間がかかりました。いろいろな諸事情があったものと思うんです。その間は、この語学指導助手

は配置しておりません。以上でございます。

議長（安細隆之君） 2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） そうしたら、語学の授業がなかったとかじゃなくて、必要だから助手がいるわけですよね。そのいなかった部分で、子どもたちが語学の勉強で少し疎かになってしまわないかというふうな心配を、今お話ししているんですね。それは大丈夫ですか。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 本来ですと、この語学指導助手というのは、各市町村で独自でお願いしているものでございます。亶理町の場合は、手厚くこのように配置をしているわけですが、配置をしていない市町村もございます。そういったことから、ただ例年やっているよりは期間的に短かったということもありますので、確かに児童生徒に若干の負荷をかけたかもしれません。ただ、この後半につきましては、時数の問題も含めて35時間の、小学校ですと時数が新指導要領でふえているはずですが、語学活動部分。この分とあわせながら、この指導の方も活発にやっていただいたということで、ご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第16号 平成23年度亶理町一般会計補正予算（第9号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号 平成23年度亶理町一般会計補正予算（第9号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 17 号 平成 23 年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

議長（安細隆之君） 日程第12、議案第17号 平成23年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第17号 平成23年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

平成23年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,369万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億3,061万8,000円とするものでございます。

今回の補正は、共同事業交付金や拠出金等の確定によるものと、保険給付費の状況精査によるものが主なものでありますが、歳入が歳出を大きく上回った結果となったことから、財政調整基金の繰入金につきましても減額しておるところでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、12ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費の76万1,000円の減額につきましては、不足する人件費分について手当、共済費の関係で45万3,000円の増額と、このたびの大震災に対しまして国保連合会の方から配慮がございまして、電算共同処理委託料の一部が免除されたことによる121万4,000円の減額の合計でございます。それで、この国保連の減額につきましては、亘理町の方で404万9,000円ほど払う予定であったんですけども、その中の1期分ということで121万4,000円が免除されたということでございます。

次に、2目国民健康保険団体連合会負担金につきましては、国保連合会の新システムの稼働時期がおくれまして、旧システムの稼働等で費用がかかったということも含めまして42万6,000円増額するもので、これにつきましては国の特別調整

交付金により増額補てんされます。

次に、2款1項1目一般被保険者療養給付費につきましては、給付金の状況が伸びているということから、4,000万円ほど増額するものでございます。

2項1目一般被保険者高額療養費につきましては、こちらにつきましては一部負担金の免除に伴って、高額療養費が大分減っているというか伸びていないということで、4,000万円ほど減額するものでございます。

次に、4項1目出産育児一時金につきましては、当初60件で見込んでおりましたが、3月末までの見込みを45件ということで修正しましたので、15件分630万円を減額するものでございます。

次のページをお開き願います。

7款1項1目高額医療共同事業拠出金及び次の2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、額の確定に伴いましてそれぞれ1,008万5,000円と2,010万円を減額するものでございます。

次に、8款1項1目特定健康診査等事業費の687万2,000円の減額補正につきましては、特定健康診査受診者が見込みよりも少なかったということで、委託料において281万9,000円を減額、それから特定の保健指導におきましても受診者が減って、さらに指導を受ける方々も減ったということで、438万3,000円の委託料の減額でございます。それとあわせまして、カルテ等を収納するロッカー購入費ということで備品購入費に33万円ほど増額するものでございます。

それでは、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページの方をお願いいたします。

3款1項5目東日本大震災に係る特定健康診査等の負担金、先ほど申し上げました特定健診の方、これにつきましては健診時に被災者に対して個人負担の免除を行った分ということで助成が出ます。それで、77万7,000円を補てんするものでございます。内訳と申しますか、免除の状況につきましては集団健診が564人、個別健診で142人でございます。

それから、2項1目財政調整交付金につきましては、歳出で申し上げました国保総合システムの稼働時期のおくれということでの支出分の、特別調整交付金での穴うめでございます。

それから、7款1項1目共同事業交付金につきましては、額が確定したことで2,491万6,000円ほど増額補正、それから2目の保険財政共同安定化事業交付金につきましても、確定したことにより821万円ほど減額するものでございます。

次に、9款1項1目一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金が確定したことにより、1,276万9,000円を増額補正するものです。その他、一般会計繰入金につきましては、出産育児一時金、財政安定化支援事業繰出金、事務費繰出金を合わせまして476万7,000円を増額補正するものでございます。

一つ飛んで、11款の諸収入につきましては、次のページをごらん願います。特定健診の自己負担分において被災者分の免除を行ったことから、その分雑入として入りませんでしたので77万7,000円の減額、それから東日本大震災関係復興補助金につきましては特定保健指導事業費で申しあげましたロッカー等の購入、それからその中で消耗品で使う分ということで60万円ほど国保連合会から補助されますので、これにつきましてもこの方に盛り込ませていただいたところでございます。

それで、前のページに戻って基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、これまで申しあげました歳出と歳入の関係で歳入の方が上回りましたので、その上回っている7,896万円につきまして繰り入れる必要がないことから、減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願います。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 12ページ。今説明ありましたけれども、12ページ2款1項1目が4,000万円ふえて、そして2款2項1目が4,000万円減っているんですね。数字がぴったり同じなんですね。これ、もう少し説明してください。

議長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） 決して組みかえしているわけではございませんで、精査をさせていただきます。4,000万円ずつの増額と減額という形でございます。以上でございます。要因的には、先ほど申しあげましたように、レセプトで高額分も一緒に来ているものですから、高額が伸びていないというのが現状でございます。以上で

ございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 9ページが一番下、財政調整基金繰入金、今回ふえるという形になるわけですが、残が幾らになりますかお教えいただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） 先般の国保運協でもお話しあったんですけども、一応1月末で3億4,579万8,000円ということで残っているようでございますので、今回の7,896万円を足しますと、4億2,475万8,000円くらいというふうになる見込みです。ただ、そのまま全部が全部有効的に給付費の方とかに回せるわけではないので、ご存じのように県からの借入分が残ってございますので。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第17号 平成23年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号 平成23年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第18号 平成23年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

議長（安細隆之君） 日程第13、議案第18号 平成23年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） それでは、議案第18号 平成23年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

平成23年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,761万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,493万円とするものでございます。なお、今回の補正につきましては、主なものは阿武隈川流域下水道に係りますところの負担金の額の確定、並びに災害復旧工事費等の精査、並びに額の確定等によるものが主なものでございます。

第2条 繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条 債務負担行為の補正。債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条 地方債の補正。地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によるものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、11ページ、12ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目一般管理費でございますが、1,803万8,000円の減でございます。この関係につきましては、共済負担金の率の改定によりますところの負担金の増額、並びに人件費の調整等によりましての増額でございます。また19の負担金補助及び交付金でございますけれども、阿武隈川下流下水道の維持管理費の負担金が減というふうなことで1,882万9,000円で、合わせまして1,803万8,000円の減ということでございます。

2目維持管理費でございますけれども、79万5,000円の減でございます。この関係につきましても、委託料等の確定によりましての329万5,000円の減でございます。また、公共樹の設置工事費でございますけれども、250万円の増でございます。

けれども、亘理・逢隈地区の方で8件ほどまだ設置する予定の場所がございますので、その分の工事費というふうなことで250万円ほど増額してございます。合わせまして、79万5,000円の減の補正というふうなことになっています。

続きまして、2款1項1目社会資本整備事業費でございますけれども、この関係につきましては受託事業の関係でございます。駅前大通り線の下水管の撤去切り回しが終わりました。その関係の確定によるところの減額でございます。合わせまして90万8,000円の減額というふうなことでございます。

2項1目流域下水道事業費の783万9,000円の減額でございますが、この関係につきましては前段でも触れましたけれども、阿武隈川下流流域下水道の負担金の工事費と、あと事務費の方、建設と事務費の方の減額というふうなことで、額の確定によるものでございます。

次ページにまいります。災害復旧費でございます。5款1項1目下水道施設災害復旧費でございます。5,298万6,000円の減額でございます。この関係につきましても、工事発注等によりまして額等の確定によりまして、減額というふうなことでございます。

次の2項1目流域下水道施設災害復旧費でございますが、294万7,000円の増額でございます。これにつきましては、流域下水道の施設が台風15号によりまして被災いたしまして、そのための復旧費の市町村分の負担分というふうなことで、亘理町分の負担金といたしまして294万7,000円の増額でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、9ページ、10ページをお開きいただきたいと思っております。

国庫補助金でございます。3款1項1目災害復旧費補助金でございますけれども、5,619万1,000円の減額でございます。これは、災害復旧事業の額の確定によりますところの減額でございます。また繰入金でございますけれども、4款1項1目一般会計繰入金1,426万6,000円の減額でございますが、これにつきましても国庫補助金同様、災害復旧等の額の確定によりますところの一般会計繰入金の減額でございます。

6款2項1目の雑入でございますけれども、656万1,000円の増額でございます。これは、流域下水道の維持管理費の負担金の返還金でございます。実際流

域下水道の方の処理に流した水量が年度当初よりも減ってございますので、その減った分についての処理量の返還金というふうなことでございます。

それから、3項1目受託事業収入でございますけれども、92万3,000円の減額でございます。これは、駅前大通り線の工事に伴いますところの県からの受託事業の額の確定に伴いますところの減額でございます。

町債でございますけれども、7款1項1目下水道事業債740万円、それから3目の災害復旧事業債540万円の減額、これにつきましては事業費の確定によりますところの減でございます。

次に、繰越明許費についてご説明申し上げますので、4ページをお開きいただきたいと思えます。「第2表 繰越明許費」でございます。款、項、事業名、金額の順に読み上げますが、災害復旧費、下水道施設災害復旧費、23都災第2951号亘理町公共下水道（亘理第一処理分区）災害復旧工事費、2,297万4,000円。以下、朗読は省略させていただきますが、以下合わせまして9事業で、繰越額につきましては7億6,875万4,000円の9件での繰り越しというふうなことでございます。

「第3表 債務負担行為補正」でございますが、変更、平成23年度水洗便所改造資金融資幹旋利子補給金でございますが、限度額17万円から14万円を減額し、3万円とするものでございまして、期間につきましては補正前と同じでございます。

「第4表 地方債補正変更」でございますけれども、流域下水道事業債、限度額2,310万円から740万円を減額し、1,570万円とするものでございます。災害復旧事業債、限度額5,000万円から540万円を減額し、4,460万円とするものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 4ページ。今説明ありましたけれども、繰越明許費ですね。地方自治法231条の1項、これについて説明をしてください。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） 地方自治法213条の1項の関係でございますけれども、「歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより翌年度に繰り越しして使用することができる」、以上でございます。

議長（安細隆之君） 16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 今回の9件の繰越明許は、予算成立後の事由に基づき年度内にその支出が終えない、何らかの形で事故とか事情によって年度内に支出できなかったという、これに該当すると見ていいんですか。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） 極端に言えば、年度内に終了して支出行為まで及ばないために、年度内終了が不可能であるために翌年度に繰り越すというふうなことで、全事業そのようなことで繰り越しさせていただきます。以上です。

議長（安細隆之君） 16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） この九つの中で、入札の不調によって次年度に繰り越した事業はありますか。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） ございません。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第18号 平成23年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号 平成23年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第19号 平成23年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（安細隆之君） 日程第14、議案第19号 平成23年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案の理由を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第19号 平成23年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

平成23年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,824万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,993万9,000円とする。

ということでございます。今回の補正の主なものは、被災者に係る分の施設利用における減免対象分のサービス費の計上ということでございます。

それでは、歳出の方からご説明しますので、12ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費についてでございますが、682万円の増額補正でございます。内訳といたしましては、右側の説明にあります、まず1点目が職員人件費の共済費の増額16万5,000円。それから13節の委託料でございますが、こちらにつきましては制度改正対応介護保険システム改修委託料と、あと震災減免延長措置対象システムの改修分ということで、665万5,000円の増額補正ということでございます。

次に、2款1項2目施設介護サービス給付費、こちらにつきましては施設利用時のサービス料の分でございますけれども、免除分のサービス給付費として1,130万円ほど増額補正するものでございます。

それから、6項1目特定入所者介護サービス費、こちらにつきましては施設入所に伴っての食費、居住費等の関係でございますが、その災害における免除分

ということで1,010万円を増額補正するものでございます。3月1日現在で、サービス費の免除関係者につきましては601名、そのうち今回の施設介護関係での免除対象者が177名というふうになっている状況でございます。

それから、4款2項1目介護予防マネジメント事業費でございますが、こちらにつきましては担当する職員の人件費分2万7,000円ほど支出するもので、増額補正でございます。

歳入の方を説明します。8ページ、9ページの方をごらん願います。

3款2項3目地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）の関係でございますが、先ほど申し上げました人件費分2万7,000円増額補正したわけですが、そちらの分の国庫補助分ということで、こちらは40%国の方から入るようになりますので、1万円ということでの増額補正でございます。

次に4目介護保険国庫補助金、こちらにつきましては歳出の方で申し上げましたシステム関係の改修でございますけれども、そちらの方の制度改正分の方につきまして補助が受けられる分でございますして、基準額が561万円ということで、その2分の1が補助されますので、280万5,000円の増額補正と、あわせて2節の介護保険事業災害補助金につきましては、先ほど申し上げました災害分のサービス費の関係が1点と、それから先ほどのシステム改修の中で震災減免関係の延長分ということで、その分合わせまして2,211万9,000円の増額補正、合わせまして2,492万4,000円の補正額ということでございます。

それから、5款4項2目地域支援事業交付金、先ほど2万7,000円の減で国の方から40%の1万円ということで、県の方は20%になりますので5,000円の増額補正でございます。

それから、8款1項3目地域事業繰入金、これは町の方も県と同じで20%ということで、5,000円の補正ということでございます。それから事務費繰入金、こちらにつきましては一般管理費の歳出補正額、先ほど申し上げました682万円の中から歳入分を取り除いた分ということで、329万6,000円を繰り入れするという内容になります。

それから最後に基金繰入金、次のページをごらんいただきたいと思います。1目介護給付費準備基金繰入金、先ほど申し上げました地域支援事業の分2万7,000

円を支出しまして、歳出で増額補正しまして歳入が2万円しかなかったものから、その7,000円分について穴うめするもので繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 13ページ、1款1項1目制度改正対応でシステムを改修するというふうになっておりますけれども、制度改正は具体的にどういう制度に改修されるのか説明してください。

議長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） 内容的には、まず保険料の改定、今回条例改正の方でご理解いただきましたが、それから報酬の関係、それからサービス面では定期巡回・随時対応型訪問看護とかあと複合型サービスの関係の創設に伴って、システムの改修が必要になるわけでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第19号 平成23年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号 平成23年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

12番（高野 進君） 休憩の動議をいたします。（「賛成」の声あり）

議長（安細隆之君） ただいま12番高野 進議員から休憩との動議が出されました。この動議は1人以上の賛成がありますので、成立いたしました。

休憩の動議を議題として採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 起立多数であります。よって、休憩の動議は可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は午後2時25分といたします。休憩。

午後 2時15分 休憩

午後 2時25分 再開

議長（安細隆之君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 15 議案第20号 平成23年度わたり温泉鳥の海特別会計  
補正予算（第3号）

議長（安細隆之君） 日程第15、議案第20号 平成23年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。わたり温泉鳥の海所長  
わたり温泉鳥の海所長（東 常太郎君） 議案第20号 平成23年度わたり温泉鳥の海特別  
会計補正予算（第3号）。

平成23年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ83万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,387万円とする。

この補正は、わたり温泉特別会計の運営費及び管理費、事業費の精査による減額補正が主な内容でございます。

それでは、歳出予算についてご説明申し上げますので、10ページ、11ページの方をお開き願いたいと思います。

1款1項1目わたり温泉鳥の海管理運営費3節でございますが、職員手当と共

済手当につきましては4人の職員の3カ月分の人件費と共済費負担金でございます。額の確定したところで24万9,000円の減額でございます。

12節役務費でございます。この役務費は手数料でございますが、この金額につきましては3万円、これは郵便料とかホームページの管理費等に使った経費でございます。精査により減額ということでございます。

22節補償補てん及び賠償金ということで、30万円でございます。この金額につきましては、30万円の関係はリースの中途解約が発生しておりまして、これが確定したということで30万円の減額補正でございます。

あと、23節償還金利子及び割引料ということで、これは21万円の減額でございますが、入湯回数券の未使用分の払い戻しが、3月になったということで額がある程度固まってきたということで、21万円ほど減額補正するものでございます。

あと27節公課費、これは消費税の関係で1万6,000円の減額。あと、27節の関係の公課費の中で保険料2万9,000円の減額でございますが、建物共済の分担金でございます。これも額が確定したということで、2万9,000円の減額ということでございます。

それでは、歳入の方をご説明申し上げますので、8ページ、9ページの方をお開き願いたいと思います。

歳入でございまして、3款1項1目基金繰入金ということで、わたり温泉鳥の海運営基金繰入金として95万9,000円を繰り入れするというところでございます。

あと、4款1項1目繰越金として5,000円の増額補正をするものでございます。

あと、5款2項1目雑収入ということで12万円の増額でございますが、これは公用車の関係の保険解約の返戻金が7万5,000円、あと建物火災共済解約返戻金として2万6,000円、電話料の返戻金として4,000円、これは過払いということで返還金でございます。あと、マイクロバスとか保冷車、重量税の還付金として1万3,000円、計12万円を今回増額補正したものでございます。

以上で説明終わりますが、よろしくご審議方お願い申し上げます。以上でございます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第20号 平成23年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号 平成23年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第21号 平成23年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（安細隆之君） 日程第16、議案第21号 平成23年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第21号 平成23年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

平成23年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ28万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,446万2,000円とする。

ということで、最初に歳出の方をご説明しますので、10ページ、11ページをごらん願います。

1款1項1目一般管理費でございますが、職員の人件費の関係で職員手当、それから共済費、合わせまして28万2,000円を増額補正するものでございます。

次に、歳入の方をご説明しますので、前のページの方にお戻り願います。歳入の方、下の方からちょっと内容的に絡むものですから、ご説明させていただきます。

5款3項3目後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例補助金、こちらにつきましては26万1,000円の増額補正でございますが、これは後期高齢者医療広域連合からの補助金でございますが、これまでもこの内容はあったんですが、これまでは相談スペースの確保とか厳しい条件であったために活用はしておらなかったんですが、今回震災の関係で免除証明書の発送とかそういうふうな郵便料にも使っていよというふうな内容で指示がありましたので、それらの経費について補助金を受けるものであります。

その上の4款1項1目繰越金につきましては、事務費の繰越分になりますけれども、4,000円ほど減額するものでございます。

それで、4款、5款、それから歳出の方の一般管理費の支出分を相殺しまして、3款1項1目事務費繰入金として2万5,000円を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第21号 平成23年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号 平成23年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第22号 平成23年度亙理町水道事業会計補正予算  
(第4号)

議長(安細隆之君) 日程第17、議案第22号 平成23年度亙理町水道事業会計補正予算  
(第4号)の件を議題といたします。

[議案末尾掲載]

議長(安細隆之君) 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(作間行雄君) それでは、議案第22号 平成23年度亙理町水道事業会計補  
正予算(第4号)についてご説明いたします。

第1条 平成23年度亙理町水道事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額は、次のとおり補正する。なお、(款)水道事業費用、(項)特別損失、(目)その他特別損失857万1,000円の財源に充てるため、企業債162万円を借り入れる。

収入 第1款第1項営業外収入、既決予定額3,761万円に142万9,000円を追加し、3,903万9,000円とするものでございます。

支出 第1款第1項営業費用、既決予定額7億3,135万5,000円に39万円を追加し、7億3,174万5,000円とするものでございます。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

収入 第1款第1項企業債、既決予定額5,210万円に318万円を追加し、5,528万円とするものでございます。

第1款第2項工事負担金、既決予定額850万円に1,816万9,000円を追加し、2,666万9,000円とするものでございます。

第1款第3項他会計出資金、既決予定額1,552万7,000円に382万9,000円を追加し、1,935万6,000円とするものでございます。

第1款第6項国庫補助金、既決予定額1,920万円から29万1,000円を減額し、1,890万9,000円にするものでございます。

支出 第1款第1項建設改良費、既決予定額2億1,638万6,000円に20万円を追

加し、2億1,658万6,000円とするものでございます。

第4条 予算第5条に定めた起債の目的及び限度額は、次のとおり補正する。

災害復旧事業、既決予定額620万円に70万円を追加し、690万円とするものでございます。

それから10ページ、裏面にまいります。

第5条 予算第9条に定めた他会計からの補助金の予定額は、次のとおり補正する。

災害復旧事業、既決予定額753万3,000円に748万5,000円を追加し、1,501万8,000円とするものでございます。

それでは、3ページ、4ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入1款2項3目他会計からの365万6,000円の追加補正につきましては、災害復旧事業並びに給水活動事業等に対しますところの一般会計からの繰り入れでございまして、相殺いたしまして365万6,000円の補正というふうなことになるでございます。

5目国庫補助金でございすけれども、15万3,000円の補正につきましては災害復旧事業の国庫補助金でございす。

6目企業債の238万円の減額につきましては、災害復旧事業に伴います企業債の減額でございす。

収益的支出1款1項1目原水及び浄水費の14万円の補正、及び2目配水及び給水費の14万円の補正、並びに4目総係費の11万円の補正につきましては人件費の調整分でございまして、負担金の率の改定によりますところの増額でございす。

次に、5ページ、6ページをお開きいただきたいと思います。

資本的収入でございすけれども、1款1項1目企業債の318万円の追加補正につきましては、災害復旧事業に伴いますところの額に伴います企業債の増額分でございす。

次に、1款2項1目工事負担金の1,816万9,000円の追加補正でございすけれども、これにつきましては、配水の状況に伴いますところの負担金というふうなことでございまして、吉田浜のJVのがれき処理場の方に、焼却のための冷却の

ために水道水を使用するというふうなことでございまして、既存の配水管ではちょっと他の住民の方にも影響を及ぼす可能性が考えられるため、町道長瀨浜吉田浜線の方にバイパス線のループというふうな考えで、ループ管を配管工事するための工事費につきましてJ Vの方から工事費分の負担金をちょうだいいたしまして、それに基づきまして年度内に完了して、工事を進めるというふうなことでございまして、その関係の負担金が主なものでございます。

1 款 3 項 1 目他会計出資金の382万9,000円の追加補正につきましては、災害復旧事業に伴いますところの一般会計からの繰入金でございます。

1 款 6 項 1 目の国庫補助金でございますけれども、29万1,000円の減額につきましては災害復旧事業の国庫補助金の額の確定によりますところの減というふうなことでございます。

資本的支出、1 款 1 項 2 目拡張事業費の20万円の追加補正でございますけれども、この関係につきましては共済負担率の改定等によりますところの増額というふうなことでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議方お願いいたします。

議 長 (安細隆之君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

1 6 番 (鞠子幸則君) 3 ページ。1 款 1 項共済費負担金、負担率の改正ですけれども、何%から何%になったんですか。

議 長 (安細隆之君) 総務課長。

総務課長 (佐藤仁志君) 今の共済金の負担比率でございますが、基礎年金の拠出に係る公的負担金の率につきましては、現在36.25%が11.875%アップされまして、48.125%というふうになるわけでございます。これは、国民年金法等の一部を改正する法律等によりまして、率が引き上げられるものでございます。以上でございます。

議 長 (安細隆之君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 (安細隆之君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第22号 平成23年度亶理町水道事業会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号 平成23年度亶理町水道事業会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第23号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更  
についてから、

日程第20 議案第25号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等  
審査会共同設置規約の変更についてまで

議長（安細隆之君） 日程第18、議案第23号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてから、日程第20、議案第25号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてまでの以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 議案第23号から議案第25号について、当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） それでは、議案書の方に戻っていただきたいと思います。15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第23号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成24年4月1日から大河原町外1市2町保健医療組合の名称をみやぎ県南中核病院企業団に変更することに伴い、宮城県市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

別紙ということで16ページ、説明申し上げます。

宮城県市町村職員退職手当組合の規約の一部を変更する規約。

宮城県市町村職員退職手当組合規約の一部を次のように変更する。

別表第1中「大河原町外1市2町保健医療組合」を、「みやぎ県南中核病院企業団」に改める。

附則。この規約は平成24年4月1日から施行する。

関連がありますので、次のページの17ページをご説明申し上げます。

議案第24号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてご説明申し上げます。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、平成24年4月1日から宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する構成団体の大河原町外1市2町保健医療組合をみやぎ県南中核病院企業団に改め、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて、同条3項において準用する同法252条の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

別紙ということで、説明をします。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部を変更する規約。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部を、次のように変更する。

別表第1中、「大河原町外1市2町保健医療組合」を、「みやぎ県南中核病院企業団」に改める。

附則。この規約は、平成24年4月1日から施行する。

次のページ、19ページをお願いします。

議案第25号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてご説明申し上げます。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、平成24年4月1日から宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する構成団体の大河原町外1市2町保健医療組合をみやぎ県南中核病院企業団に改め、宮城県市町村等非常勤職

員公務災害補償等審査会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて、同条3項において準用する同法252条の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

別紙。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部を変更する規約。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部を、次のように変更する。

別表第1中、「大河原町外1市2町保健医療組合」を、「みやぎ県南中核病院企業団」に改める。

附則。この規約は、平成24年4月1日から施行する。

いずれも、この3件につきましては、今回大河原町外1市2町の保健医療組合が、従来は地方公営企業法の一部適用であったということから、今回の改正については今度は公営企業法の全部の適用ということで独立採算制で病院経営をやっていくということでの規約を変更したことによって、名称も改めるということでの改正内容でございますので、よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） 当局の説明が終わりました。

これより、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第23号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第23号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号 宮城県市町村職員退職手当組合格約の変更についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第24号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第25号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についての件は原案のとおり可

決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第21 議案第36号 区域外における公の施設の設置について

議長（安細隆之君） 日程第21、議案第36号 区域外における公の施設の設置についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第36号。追加議案ということで別冊になっているものでございます。

それでは、別冊になっています1ページになります。

議案第36号 区域外における公の施設の設置について。

地方自治法第244条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり区域外の公の施設の設置について協議がなされたので、これについて異議のない旨回答するものとする。

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1 施設の名称 | 山元町町民バス  |
| 2 設置の場所 | 亶理町字西郷169他地内   |
| 3 設置の目的 | J R亶理駅と山元町内のJ R各駅等を連絡する直行バス路線を運行し、通勤・通学等の足を確保することにより、町民等の福祉の向上を図るため。 |
| 4 使用条件  | 亶理町民の当該施設の使用については、山元町民バスの設置及び管理等に関する条例、規則、その他の規定の他定めるところによる。         |
| 5 使用料   | 亶理町民の使用料は、山元町町民バスの設置及び管理等に関する条例の定めるところによる。                           |

現在無料で運行されておりますので、亶理町民も無料で乗れるというふうな内容になります。

6 経費の負担 施設の整備及び維持管理等に関する経費の負担については、山元町が負担する。

なお、右ページの方に路線経路、それから次のページの方に山元町議会の協議に係る議案の抄本であることの証明の写しを添付しております。

よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 設置目的で、「JR等」というふうになってはいますが、その「等」ってどういう意味ですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） これは、JR各駅等というふうなことで、JR坂元駅、山下駅というふうなことで設定しておりますが、一応場所を山元町役場、それから国道の方のJAの農協スタンドのそばというふうなことで「等」というふうなあらわし方だと思われます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） もう1点だけ。亙理駅の東口に停留所が設けられると思うんですけども、そうすると当然のことながら階段を登って悠里館が開いていればエレベーターを使うというふうになりますけれども、西口に停留所を設ければ乗り降りはずごく楽なんですね。その点はどういうふうに協議されたのか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 当初山元町の方からは、西口への乗り入れというふうなことで協議を受けてございます。ただ、現在西口につきましては一般の送り迎え、それからJRバスの代行運転、それから町民のさざんか号と大変混雑しているというふうなことから、東口へ検討いただきたいというふうなことで、山元町の方も「乗り入れをさせていただければ、東口でも結構です」というふうなことでご了解をいただいたところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 亙理町でも、この件に関して亙理町公共交通会議でしたっけ、名称ね、多分話しされたと思うんですけども、特にタクシー業界の方からはどん

な意見が出たか教えていただけますか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 地域交通会議の方には、3社のタクシー会社さんが委員として参加してございます。その中で意見が出ましたのは、三者三様でございました。

まず、どことは申しませんが、1社につきましては「タクシーの営業に影響を及ぼすので、反対だ」というふうな意見。それから、「影響がないので、賛成です」というふうな意見と、それから全く意見がなかったということで、三者三様でございました。以上でございます。

議長（安細隆之君） 2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） そういうふうないろいろな意見の中で実行するわけですが、もう一つわかる範囲でいいです。山元町でも、多分公共交通会議らしきものをやっていると思うんですけども、逆にあちらの方が既存のタクシー業界をかなり圧迫するような今回の設置になってると思うんですね。その辺の情報はわかりますか。例えば、あちらの方でやっている公共交通会議の方では特にタクシー業界さんから、何社あるかわかりませんが、その中で今言ったように3社は亘理町の場合はいろいろだったんですけども、山元町の場合だったらどうだったかというのはわかりますか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 結論から申し上げますと、詳しい内容は聞いておりませんが、山元町につきましてもやり方が代表者1社と契約をして、この代表になった会社がそれぞれの配分を決めるといいますか、割り当てを決めるというふうなやり方をやっているようで、今のところそういったことはなかったようでございます。

ただ、ちょうど山元町の方も契約が切れるというふうな、あとやり方も若干変わるというふうなことで、根本的に見直しを検討するというふうな事務局レベルでの話は聞いたことがございます。以上でございます。

2番（高野孝一君） わかりました。

議長（安細隆之君） 8番鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） きょうの河北新報に載ったようですけれども、常磐線のことですね。山元町については、着手後3年だと。このような事業を復興交付金事業でやったんだと思いますけれども。

私も、土曜日代行バスに乗りました。副町長とも帰りは一緒になりましたけれども、行くときの話です。やっぱり、乗ってから電車に乗って発車するまでの時間、50分かかりました。浜吉田駅からJRの代行バスに乗って、そして亘理駅について20分、そして発車するまで20分、そういうような時間の経過です。えらい不便を感じております。実際、亘理駅から直通で行けば30分内なんですけれども、そちらから行けば1時間というふうな時間を費やしております。山元町さんでは、このようなことをやって、条例とは直に関係ないですけれども、浜吉田駅からもやっぱりその時間帯にあわせて交付金事業とは言わないけれども、交通弱者に対してのそのような配慮というのは、今後必要なのではないかなと考えております。

だから、大型バスでは国道6号までのぼるけれども、中型バスで行けば、亘理浜吉田線を行けばそんな時間も費やさないし、東側に入っても時間的には15分くらい短縮する。そうした場合の方が、利用する方々の方は大変便利なんだということをお皆さんによく言われます。ひとつ検討の課題として町長にお願いしたいと思っておりますけれども、答弁をお願いします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 先日の新聞等でもご案内のとおり、常磐線の復旧復興に向けてJR仙台支社の方から発表されたわけでございます。そういう中で、ご案内のとおり浜吉田から山下、坂元、新地間については、内陸部の方に路線変更すると。しかし、亘理町の浜吉田駅については現状での復旧というふうなことになっておるわけでございます。これらについては、以前から地域の方々の要望のとおり支社に対しましても要望活動を行い、現況地という形になっておるわけでございます。これらの復旧復興についても、今後ともやはり支社の方にまいりまして、早く復旧していただけるよう要望活動を展開してまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 実は、現状先ほど議員の方からご質問ありました交付金事業の方についても、現在ちょっと調べております。山元町さんの場合につきましても、あくまでも走っていないというふうなことを前面に申請したというふうな経緯があるものですから、こちらの方がその分でどのような形で認められるか、内々で今問い合わせ等を行っている状況でございます。

なお、あとそのほかにも町民バスの方の経路等を踏まえて、今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） そのほかにも質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第36号 区域外における公の施設の設置についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号 区域外における公の施設の設置についての件は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、あす3月7日の会議は、議事日程の都合により、特に午後1時に繰り下げて開くことにします。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時05分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 佐 藤 正 司

署 名 議 員 安 藤 美 重 子